

第六十三回国会 衆議院 文教委員会著作権法案審査小委員会議録 第三号

昭和四十五年三月二十七日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席小委員

小委員長 高見 三郎君

小沢 一郎君 河野 洋平君

塩崎 潤君 谷川 和穂君

松永 光君 森 喜朗君

吉田 実君 川村 継義君

小林 信一君 山中 吾郎君

正木 良明君 伊藤卯四郎君

出席政府委員

文部政務次官 西岡 武夫君

文化庁長官 今 日出海君

文化庁次長 安達 健二君

小委員外の出席者

文教委員長 八木 徹雄君

文教委員 山原健二郎君

参考人 (日本雑誌協会) 鈴木 敏夫君

著作権委員会委員 (日本文芸家協会) 丹羽 文雄君

参考人 (日本文芸家協会) 美作 太郎君

参考人 (日本書局出版) 新君

参考人 (日本美術家連盟事務局) 和田 新君

参考人 (日本写真家協会) 渡辺 義雄君

文教委員会調査室長 田中 彰君

三月二十七日

小委員麻生良方君同日委員辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が委員長の名で小委員

に選任された。

本日の会議に付した案件

著作権法案(内閣提出第三九号)

○高見小委員長 これより著作権法案審査小委員会を開会いたします。

著作権法案を議題とし、審査を進めます。本案について、まず参考人より御意見を聴取することにいたします。

本日御出席いただきました参考人の方々は、日本雑誌協会著作権委員会委員長鈴木敏夫君、日本文芸家協会会長丹羽文雄君、日本写真家協会会長渡辺義雄君、日本書局出版協会常任理事美作太郎君、日本美術家連盟事務局長和田新君、以上五名の方であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。参考人各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席くださいましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。参考人各位におかれましては、十分に忌憚のない御意見を述べくださいますようお願いいたします。

なお、各位に念のため申し上げておきます。御意見の発表の時間はお一人約十五分程度とし、その後小委員各位からの質疑があればお答えをお願いいたしますと存じます。また、御発言の際は、そのつど小委員長に許可を受けることになっておりますので、以上お含みの上よろしくお願いいたします。

それでは、順次御意見をお述べいただきます。まず、丹羽参考人からお願いを申し上げます。

○丹羽参考人 日本の著作権は明治にできまして、その後多少の改正はあったでしょうが、ほとんど明治調の強いものでございまして、今日の時

世にはとても合わないようなものになっております。私たち文芸家協会といたしましては、たびたび議員の方にもお会いして、たとえば著作権の保護年限という点でお願いしまして、これをせひとも五十年にしてくれというのを前々からお願ひに上がっていたのです。今度のこの著作権法案ができましたのもその火をつけたのは文芸家協会、私たちのせいのように、それからいろいろと絵画のほうとか音楽のほうでも著作権の改正の必要を感じて、そして文部省が著作権審議会なるものを催されるようになりました。そういう意味から申しまして、今回この法案で著作権保護年限が死後五十年になつていくことは、私たち文芸家協会がかねてから念願しておったところでございまして、決してこの死後五十年というのは長いではなくて、世界の常識になっておりまして、先進国はすべて五十年、またある国におきましては年限をきめていない国もあると聞いております。

それほど著作権というものは大切にされております。著作権が大切にされておることによりまして文化国家といふこともいえるのだと思つております。今度の法案によりまして、保護年限が五十年にされる、これは一つの大きな成果だと私は思います。今度の法案は、文部省の方々の努力によりまして六年間も審議会が続きまして、私も実はその審議委員の一人ですが、審議会に審議を重ねて、そしてやつとこの法案ができ上がったわけです。

五十年間の保護年限が一つの大きな成果でしたが、また教科書問題につきましては、これはかねてから協会は時代錯誤だ、と申しますのはどうも明治の者の考え方になりますと、おまえのものを教科書に使つてやるんだからありがたく思ふというふうな思想が、どうも考え方の根底にありまして、教科書に載る作者の文章というものは、作者に許諾も得なければ、かつてにそれを採用しま

して、そしてもちろん印税ももらえませんが、こういふ扱いを長いこと私たちは受けてきたのです。が、たびたびの教科書出版協会との交渉の結果、向こう側のほうも良心的に私たちの意見を受け入れて、たとえばだれだれのものを採用するときは、その著者にまずもって断つて、それから印税も——これまたたいした印税じゃないのですが、印税もちゃんとくれるようになりました。これが二、三年間ずっと継続しておる状態でありまして、そのことが、今度のこの法案でははっきりと条文化されております。これも大きな成果だと思ひます。

それから私たちの書くもので主題歌なんかに使われる場合があるのですが、これまで主題歌にする場合に、著者の許諾も得なければ、かつてに歌をつくつて節をつけて、そしてこれをレコードにして販売しておる。そういう場合も、著者はつもんばさじきに置かれたような状態で、何のあいさつもなかったのですが、この法案によりまして、そうじゃなくて、やはり著者に断つて、それから何がしの報酬を払う、たいへん良心的、良心的に行なわれるようになりました。これも今度の法案の成果だと思ひます。

それから何よりも今度の法案でありがたいのは、人格権が非常に尊重されておることです。人格権と申しますと、あるようなないようなものですが、けれども、これがはっきりと文章になつて尊重されておる。ぜひとも私はこの法案は今度の国会で通していただきたいと思ひます。これは文芸家協会のかねてからの願ひでございまして、いろいろと今度の法案に対しても問題はありまして、私たちも釈然としないうところもございすけれども、大体においては満足しております。ぜひともこの国会で通過していただきたい。と申しますのは、だんだん時代が複雑になってきてまして、審議会の

当初には考えられないような状態になっております。たとえばビデオテープとかカセット、これが販売されるような状態になっておりまして、小説というものはいままで目で読んでいたんですけれども、だんだんと時代が変わってきましたと、耳で聞くという事で、目にかわって耳が働くような時代になってきております。そうしますと、カセットに含まれた著作権をどう扱っていくかという事が、わからなくなってしまうのです。現在こういう問題が起こっておりまして、協会でもいろいろ協議をして、どういうふうに対処をしたらいいか、まだ対策もはっきりときまっていけない状態でありまして、その前にこの法案ができておりました、それを一つのたよりとしまして、そこから刻々出てきますカセットとかビデオテープの著作権という問題も、片がつくと思っております。これができておりましたと、いままでの状態の著作権法だと、くしゃくしゃになってしまっていて、どこで線を引いていいかわからなくなってしまうというふうな状態になりますので、ぜひともこの法案は今期の国会で通過していただきたいのです。

私たちはこの法案ができたことをたいへん喜んでおりますけれども、しかし、二、三やはり非常に疑問に思っている点もないことはないのです。それを申し上げます。

先ほど私は、教科書の扱い方は、教科書協会から非常に良心的な扱いをもらうようになつた、私たちの希望が受け入れられたと申しましたけれども、そのときにも、三十三条や三十四条にありますが、教科用図書、学校放送等に著作物を利用するにあたって、その旨を著作者に通知すべき義務は必ずなされるべきであって、著作者側からの数々にわたるこれは私たちの希望なんです。が、事前に著者に話をしてもらいたいという通知です。ただあなたのもので使いましたという通知で、そしてあとで印税をもらうというのではなくて、あなたのもので使いますからと、事前に通知をしていただきたい。この事前許諾という文字を、ぜひともこの法文に入れていただきたいと思

うのです。と申しますのは、教科書をつくる人がかつてに作者のものを使います場合に、過去に、全く意味が違つて利用されておる場合がございまして、せっかく教科書に使われるのに、作者の意図に反したような使い方をされては困るという問題が起こったことがあるのです。ですから、教科書に使うという場合には、これを使いますがいかですかと、著者に必ず事前許諾を得るようにならなければならない、これはぜひとも文句を入れてもらいたいと思つたのです。

それから盲人のための点字ですが、私たち作家は、私のところなんかにも、盲人協会から、あなたのこれこれの作品を点字にしたいから許可をしてくれと申してきます。そういう場合は、どうぞお使いくださいと返事を返すのですけれども、これは盲人という不幸な人に対して私たちは同情的、恩恵的な態度をとっておるのではありません、向こうから許諾を求めてくるのですから、これは著作権にはひつかからないと思つたのですけれども、こういうことがたび重なりますと、盲人であるからといって自由使用が当然の権利のようにあらに考えるのは、これはとんでもないことになると思つたのです。文芸家協会のある人の中には、点字だって、あれは販売しているのだ。販売しておれば営業じゃないか。そうしたら著作権として印税なんか取るのがあたりまえじゃないかという説を立てる人もおられますけれども、そこまではするのには私は躊躇と思つたのでして、ただ盲人協会のほうで許諾を求めれば必ず許諾されるということであるの権利のように思つては、非常に困る。そういうようなことを文章のどこかに書いていただくと、私たちも非常に安心ができると思つたのです。

それから三十一條ですが、図書館等において資料保存のために複製をつくるのが著作権の制限の中に入られておりますけれども、この図書館という定義なんです。これは公共の図書館でしたまふとにかくも、このころは会社の図書館というものがたくさんございまして、そういう会社の

図書館だからといって著作物を簡単に扱われては困る。と申しますのは、その図書館から貸し出しが印刷する、そしてそれを販売するということも、あり得るわけなんです。この図書館から貸し出すという点についても、今度の三十一條にはもつとはっきりとした定義、これは図書館も会社の図書館ではなく、公共の図書館であるというようになるとははっきりと定義していただいたほうが、私たちは安心できると考えております。

教科書のことで強制許諾なんというふうなことはもちろんなくなつてしまひまして、非常に良心的に扱われておりますし、それから今度の法案にも良心的に運ぶように書かれておりますけれども、その強制許諾ということが第六十八條の放送の場合に残つておるのです。これはたいへん矛盾しておると思つたのです。そしてお金を供託して放送ができるということがあるのですけれども、この強制許諾というところをどうして残したのか、私たちは非常に疑問に思つておるのです。どうもこの強制というところは明治のにおいが残つておりました、勘ぐつて考えますと、他日強制許諾を必要とするような事態を考へられておるのではないかとまで勘ぐる次第です。といひますのも、いままで放送関係で著作権者と強制許諾の必要が生じたような事態は、一件も起こつていないのです。ですから、この第六十八條から強制許諾というふうなことを抜いてもらいたいと思つたのです。いままで必要がなかったのですし、このことばがあるために非常に誤解を招きますので、ぜひともこういうことばは抜いてもらいたい。これは個々の場合なんですけれども、そういうような疑惑を抱いている場所が二、三あります。

それから題名の保護ということも今度の法案でうたわれておりますけれども、非常に特異な題名です。たとえば尾崎士郎の「人生劇場」とか漱石の「吾輩は猫である」とかというふうな特殊な題名を保護する。しかし、この保護する場合に、それを押えるのは不正競争防止法によつてこれが押

えられるということになっております。まあそれでもいいかも知れないのですけれども、何かここにももつとはっきりと文章で押えるようにしてもらいたいと思つたのです。

それに関連しまして、特異な人物、たとえば中里介山の机童之助とか、眠狂四郎とか、そういう特異な作中の人物がある作者が使う場合に、その名前を使つただけでは別に著作権に触れないというのです。しかし、その作中で、その人物らしい特異な行動をとると、これは著作権にひつかかるというのです。名前だけだつたらいいというのです。これも私は疑問がございまして、たとえば机童之助、眠狂四郎という名前に読者は強烈なイメージを持っておられます。そしてまた、その名前を使う作者は、その強烈なイメージを当てにしてそれを使うのですから、これもやっぱり著作権にひつかかると思つたのです。ですから題名と同じに、そういうふうな特殊な人物の名前というものを他人が小説に使う場合には、これも著作権にひつかかるというふうにしてもらつたほうが混乱が少ないんじゃないか、私はそういうふうな考えをしております。

そのほか、個々の場合、文章の使い方に非常に關していろいろ問題があるのですけれども、そういうことをあげておきますとときりがありません。しかし、大体におきまして今度の著作権法案は、私たちのかねての念願がほぼ達したように思つております。ぜひとも今期にこれを通過させていただきたいと思います。先ほど申しましたように、これからますます複雑になってまいります著作権のあり方、これに対処するためにも、ここに一つのよすがとしてこの法案がぜひとも通ることを私たちは念願しております。

私の陳述は、これで終わらしていただきます。(拍手)
○高見小委員長 ありがとうございます。次に、美作参考人にお願いたします。
○美作参考人 日本書籍出版協会を代表いたします。参考意見の一端を申し上げさせていただきます。

その問題点は何かと申しますと、これはほかでもございませぬ。現在の著作権法の第七條に規定されておりますところのいわゆる翻訳権十年留保というものでございませぬ。これが新法案には織り込まれておりませぬ。みすみす放棄されようとしております。御承知のように、翻訳権十年留保と申しますのは、ベルヌ條約加盟諸國で、書物が出版されましてから十年以内に、日本で日本訳が出版されませんと、十年たちましたあととは原著作者の許諾を要しないで、したがって翻訳権使用料というようなものを外貨で支払ふ必要もなく、わが國で何人も自由に翻訳出版することができるということなのでございませぬ。これを第七條が定めてゐるわけでありませぬ。この留保は、一八九六年ベルヌ條約パリ規定の中に設けられまして、三年後の一八九九年、つまり明治三十二年にわが國がこの條約に加盟いたしますとともに、現在の著作権法

ら何も十年待つ必要はない。向こうで本が出版されますと、すぐその許諾を得まして、使用料を払って日本訳が出版される、これはたくさんございませう。最近出版される翻訳書の中にもございませう。そういうものは、翻訳者も進んでやりますし、それから出版社もこれは売れるというので、つまりベストセラー的なもの、文芸物、ノンフィクション物、これは多部数売れるという見通しがあるものを向こうと契約をいたしまして出すわけでございます。しかし、外国で出る本の中には、出版された当座はたいして目立たない、しかし十年、十五年たちましてその書物に対する一定の評価が定まりまして、そしてわが国の読者層に紹介する、わが国の事情からしてこれは最も必要だと思われる種類の本も、かなりたくさんございませう。たとえば哲学とか思想とか學術に関する本、これなどは、本が出ましてから十年、十五年のあ

なければなりません。つまり印税を加えますと、一つの本にかかってくる著者、著作関係の使用料というものは、一五%、一八%あるいは二〇%の高率になるわけであります。これは翻訳書の定価を、普通の日本人の書いたものに比べまして、相対的に押し上げる結果となります。定価を上げますと、売れ行きは当然減つてまいります。値上げによりまして、負担というものは結局最終消費者である読者に転嫁されることとなります。しかし、書物というものの性格上、ただ定価をどんどん上げていいというものではございません。定価を少しでも低めに押えたいという出版物は、これは何とかして翻訳者に印税をまけてもらう、翻訳者に支払う印税を少しでも下げたいということになります。もし翻訳者の印税が普通の著者より率が下がってまいりますと、翻訳者の条件は当然悪化してまいります。このことは、いい翻訳がなか

おることはおかしい。大国の仲間入りをして、普通の著作権並みに翻訳権も保護期間を延長することにしたらどうだという意見でございます。これは私どもは、大國主義的なメンツ論として問題にすることはなと思つております。それから第二の論拠は、わが國の著作物が外國に翻訳されることも非常に多くなつてきた。だから、自分の國の著作権者を保護するたてまえから、ひとつバランスをとつて、翻訳権十年留保もこゝらあたりでも放棄していいんじゃないか、こういう意見がございます。なるほど、日本の著作物の海外翻訳がふえてきた、これはたいへんけっこうなことでございます。しかし、現状に關して考えます限り、外國語から日本語に翻訳されるものに比べますと、日本の著作物が外國語に翻訳されるというものは非常に少ない。四年前の文部省の發表によりますと、外國に支払われる使用料の額は、約二億圓に

なっている。ところが、わが国への海外からの使用料支払いは、二百万円にすぎない。こういう数字が私どもには知られておりません。そればかりではございません。この翻訳権十年留保に関する限り、国際著作権法上の相互主義というものは適用されないことになっております。外国書の翻訳には、日本訳には十年留保は認められるけれども、外国で日本の本を外国語訳にしようとする、日本で本が出てから十年ではない、著作者の死後三十八年という、いまの著作権法の一般保護期間の原則が適用される。決して相互主義ではないということが、先年のベルヌ同盟ストックホルム改正会議で確認されております。これは議事録に出ております。つまり、川端康成さんや三島由紀夫さんの小説が、英訳、独訳で出ます。日本で出版されてから十年たっても、外国の出版社はかつてにやれない。これは日本の著作権法を守って、死後三十八年ということではなくちやならない。しかし、日本の場合には、外国の翻訳は、十年留保で、十年たったらやれる。この点を御留意いただきますと、第二の主張の論拠は根本からくずれるのであります。

私どもは、今回の著作権法案が著作権者の保護に特に留意、配慮されていることを、非常に高く評価しております。しかし、よく考えてみますと、この保護というものは、著作権の使用と関係、またその使用者の媒介的な役割りの背後にあるところの著作物の享受者であるところの国民公衆、この関係において著作権者の保護は公正にきめられなくちやならない、これが私どもの平素の考え方でございます。十年留保は、この観点から必ず存続していただきたい。今度の法案のどこかに皆さまの努力によってぜひ織り込んでいただきたい。これが私どもの願いであります。

これは、一つは国際的な観点もございまして、ベルヌ同盟、ストックホルム修正規定、これに付属議定書がございまして、これはアジア、アフリカの開発途上の諸国からの外国からの著作権使用についての条約内容の緩和、著作権の制限の要求

が盛り込まれております。その中に、翻訳権もやはり十年留保するという趣旨のことがあらためて新興諸国から主張され、そしてそれが確認されているのであります。この開発途上の諸国の要請と申しますものは、それを生み出した状況は、現在私どもが主張しております翻訳権十年留保をやっておりますその背景とは、必ずしも同一ではございません。これはもう皆さまよくおわかりいただけていると思います。しかし、同一ではないかもしれせんけれども、それにもかかわらず、この開発途上国、新興諸国が国際著作権の保護について一定の制限措置の必要を主張しているそしてそのことによつてそれぞれの自国の民族文化を築き上げよう、建設しようとしているということに対しては、私ども国民は心からの同感を示すべきではなからうかと思っております。そういうしますと、わが国の著作権法におけるこの翻訳権十年留保というものを存続させますということ、これははからずもこれら新興諸国にとつても一つの心強さといえるのではないのでしょうか。この点もぜひお考えいただきたい。申すまでもございせんけれども、著作権法は一国の文化と経済の双方に非常に深いかわりを持っております。法案がいよいよ可決されました、そうして一たん施行となりますと、その影響するところは決して十年、百年と将来に及んでまいります。

ところで、今度の法案を読んでみますと、現行法に比べまして、非常に親切に詳しく規定されているところがございます。しかし一方、正直に申しまして、幾ら読んでもわからない条文がございます。理解できないところがございまして、これは、私が法律学の専門家ではないせいかもしれせん。しかし、著作権法というものの性質上、この出版の実務に携わっている私どもにまでつきりとのみ込めるような、すらりとかかるような法律に、皆さまのお力でぜひしていただきたい。これが私どもの願いでございます。

最後に、繰り返して申します。ほかにいろいろ

申し上げたいこともございますけれども、先ほど申しました翻訳権十年留保という現行法第七条の規定を、何とかして今度の法案に生かしていただきたい。これが出版界の切なる願いでございます。(拍手)

○高見小委員長 ありがとうございます。次に、和田参事人にお願いたします。

○和田参事人 私、和田でございます。まず、今日このような機会をお与えくださったことをたいへんありがたく、深くお礼申し上げます。

私は、日本美術家連盟の事務局長をいたしておりますので、今日は、美術家の立場から、美術家側の考え方を代表して申し上げたいと思ひます。したがって、新しい著作権法案の中の直接美術に関するいろいろな規定、それから美術をも含めた一般規定にわたつて、簡単に申し上げたいと思ひます。それ以外の他の部門のことについては、もちろん私から何も申し上げないわけでございます。

新しい法案の全体についてわれわれの受けまう感じは、たいへん詳しく親切によくできていて、全体として妥当であるというふうに考えます。これは昭和三十七年に著作権制度審議会が設立されました、審議会の委員の方々、それから当時の文部当局の方々の非常に熱心なる御審議が続いておりましたその過程で、われわれのほうにも意見の提出を求められ、繰り返し私どもの考え方、希望などを申し上げてきたわけです。それでその審議の過程で、われわれの主張も非常に綿密に検討されて取り入れてくださったところが多々ございまして、現行法では、美術に関してはほとんど具体的な規定が何にもない。したがって、暗中模索のような状態で著作権問題を従来処理してまいりましたけれども、今度は格段の相違で、美術に関してたいへんよく整備された条項をつくっていただいたということについては、私たちがたいへんありがたいと思つております。

美術の著作権の内容、これは原則的にはいまま

でとあまり変わりませんけれども、しかし、現行法にはなかった、たとえば展示権というようなものを新しく著作権の内容の中に取り入れられたということも、評価したいと思つております。

ただ一つ、ちよつとここで申し上げておきたいと思ひますのは、美術著作物に特有の追求権という権利がございます。これはベルヌ条約のブラッセル規定の中に取り入れられておりますけれども、実施にはいろいろ国の事情によつて困難を伴うという関係でしようが、実施は各国の国内法にまかされております。現在それを実施している国は、数からいうとベルヌ条約の中でも非常にわずかな、ヨーロッパの数カ国のように聞いております。しかし、今度の画期的な著作権法改正にあつては、ぜひこの美術家の特別な、特殊な美術著作物の権利である追求権を何とか実現していただけないかということをご希望を申し上げておいたのですが、これは小委員会でもたいへん詳細に検討していただきましたけれども、結果においては、現在の日本の状態ですぐこれを実施することは適当ではないという判断になりました。

答申が出たわけですが、その答申の中でも、この権利は美術家の著作権を保護する見地から見てたいへん検討に値するものであるから、現在取り入れないとしても、将来においても日本の実情が、公買制度その他の実態が完備されていったときには、あらためてこの追求権制度の創設を検討すべきものであると考えるというような答申を出されております。したがって、私どもはそれはやむを得ないと考えておりますが、今度の法案には含まれておりませんけれども、将来の問題として御記憶いただければたいへんありがたいと思ひ次第でございます。

それから、今度の新しい法案の中でいろいろな改善が行なわれておりますけれども、私どもが考えまして、たいへん特徴として今度新しく、もしくは繰り直して規定していただいた点に評価したいところがございます。

その一つは、著作人人格権のこと、これは現行

法にもございますが、たいへんはんばな形でしか出ておりませんのを、今度は著作者人格権というものを非常に詳細に規定して、その保護を考えられたということでもあります。

それからもう一つは、自由利用に関する、つまり著作権の制限に関する規定を非常に詳しく個々の場合をきめられたということでもあります。これは新しい法案の三十条から四十七条にわたって十八カ条の場合を規定されて、そういう場合には自由利用してよいということをしめられた。これはたいへん制限の規定が多くなって、著作権法よりもむしろ著作権制限を主とした法律ではないかというような疑問をいだく方もあるようでありますけれども、私どもはそういうふうに考えませんので、いままでよく然と解釈され、法律には何にも規定がないために、われわれの考え方と一般大衆の考え方との間にたいへん食い違いができて困っていたという問題が、詳細な規定を設けられたことによつて、この程度までは自由利用してよい、しかしここに規定してない点は自由利用はいけないんだ、つまり侵害になるんだという点、この基準が非常につきりしてきたという点で、私どもはたいへんしあわせに考えるわけです。

それからもう一つは、いままでの法律にありませんでした権利行使という一節を設けられまして、著作物の利用の許諾というのを六十三条に規定されました。これもたいへんわれわれにとつてはありがたいことなのです。いままで著作権を使う側では、著作権の譲渡を受けなければ使えないのではない、あるいは作品を所有しているから著作権も当然自分にあるんだというふうな、たいへんのんびりした考えで、故意もしくは知らず知らずのうちに侵害事件がたいへん多かったのだと思いますが、普通の著作物の利用方法は譲渡よりもむしろ利用許諾による場合がほとんど大部分のように思われますので、これについての規定がなかったということが世間の誤解を多くしていた。したがって、今度これを設けていたのだというところは、たいへんわれわれにとつてあり

がたいと思います。

それからもう一つ、第五章に紛争処理という章を設けられて、新しい構想で、裁判に持ち込まない以前の紛争処理についての方法を立てていただいた。これも今後大いに活用していただきたいと思うわけです。

大体においてわれわれはこの法案を支持して、ぜひ通していただきたいと思つておりますが、ただ、この機会に三點ばかり希望意見を申し上げさせていたいただきたいと思つております。それは、初めの二つはかねて書面で申し上げたものでありますけれども、あとの一つは最近私が痛感しておりますので、今日の機会に初めて申し上げる点です。

第一と申しますのは、この法案を見まして、第一条の目的を読んでみますと、この文章がたいへんふしぎな感じがするのであります。「この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送」というふうに並べてあります。著作物というものと実演とレコードと放送と、そういうものがみんな同格のようにこれでは見える。これは隣接権が新しく入ったために、著作物ということばに対して隣接物というふうなことがないためにやむを得ずこういうことを羅列されたんだと思つてしまいます。たいへんアンバランスな感じがします。当然著作権法は著作物に関する著作物の権利を保護するというのが第一目的であるはずだ、それで隣接権は入つても、これは付属的に、便宜的に今度の著作権法の中に入れてきたんだ、したがって、表題も著作権及び隣接権法としないで著作権法とされているというのを考えますと、非常に範囲の広い、かつ、重要な著作物というものと、それから実演、レコード、放送というものが同じような形でここに並ぶというところは、一見してこの一条の目的があいまいな、何を主眼とするのかたいへんわかりにくい、アンバランスな感じを与えるのであります。

それからもう一つ、これは著作権を保護するのが第一目的であるはずのところ、その途中に「公正な利用に留意しつつ」ということがござ

いまして、この留意の程度いかんによつては、著作権の保護もある程度制限するのだというふうなことが何となく考えられる。これもあまりうまい使用方ではないんだではないか。著作権法の目的は、明快にその第一目的をすっきりここで何人にもわかるように示していただきたい、こういうふうに考えます。それで、これは隣接権をあわせてここに入れるのだという意味がわかり、かつ著作権の保護が第一であり、同時にあわせて社会における公益のための利用を円滑にするのだというふうな文章にもう一度これを練つていただくことを、ぜひ国会の皆さまにお考えいただきたいというのが私の第一希望でございます。

それからもう一つは、第二十条に「著作人格権」の中の「同一性保持権」という一カ条がございいます。この同一性保持権というのは、これは人格権の中の非常に重要な部分であると私どもも考えます。著作人格権は、申すまでもなく創作の自由、創作者の全く自由を尊重し、そして何人もこれに手を加えることができない、そういう原則、著作者の基本的人権としてここに定められているものだと考えます。したがって、その意に反して変更、切除その他の改変を受けない、これが原則でございますが、その二項がございまして、除外例がきめてあります。第一号は、教科書に利用する場合の用字または用語の変更というふうな、簡単に言えば、当用漢字に直すとか、現代かなづかいに直すとかいうやむを得ない変更、これは教育上の目的から、一つの場合としてやむを得ないと考えられますが、第二号には、建築物の増築、改築、修繕または模様替え、これも差しつかえないとあります。この二つは、それぞれのこととを考えるといかにももつともなのでやむを得ないのですが、その次に第三号がありまして、「前二号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」、これがたいへん私は疑問なのであります。こういうことが一つありますと、すべての利用者のほうはこれを適用して、都合のいいように改変を加えるおそれが非常にあります。これは目的及び態様に照らしやむを得ないんだと言われれば、一つの主張になるわけでございまして、これはたいへん危険に思ひます。それで、もしこういう個条を設けなければならぬ必要がある具体的な例があるのだとしたら、それを第三号に、こういう場合というものををはっきりきめていただくか、あるいはそれが想定できないのでしたら、これを削つていただいて、そうしていかなる改変もこの一号、二号に当たらないその他の改変が必要なる場合には、まず著作者の同意を得るべきだということとが原則になるようにしておいていただきたい。これが、一つの人格権というものを大事に考える上からの希望でございます。

最後に、もう一つちょっと申し上げておきたいと思ひますのは、所有権と著作権との別ということでありまして。これはほかの著作物については問題がおそらく起こらないと思ひますが、美術の著作物の特殊性というところは、原作品というものが一点しかない。しかも作者の手を離れて人に譲渡されますと、所有者ができて、それが所有者の私有財産になる。これは自分のものなんだというものができるわけです。そうしますと、一般の人は、所有権を持つているんだから著作権も当然自分のところにあるはずだという誤解を——つまり法律的知識がうといとは言えますけれども、著作権というものの性質をよくのみ込んでない一般の人たちは、そういうふうな非常に思いがちであります。したがって、悪意でない侵害事件をしよつちゅう起こしております。それからまた出版社などで、これを知つていながら、美術の作品は買ひ取つたんだからそれをどう使おうと自分のほうに自由だという解釈を押しつけて、作家側からいかに抗議を申し込んでもそれを受け付けまいというふうな悪習慣が、ずっと続いております。

「小委員長退席、谷川小委員長代理着席」したがって、当然のこと、所有権は著作権とは別ものだということは言うまでもないので、今度の法案にはお入れにならなかったと思うのでござ

います、これをどこか適当なところにひととつ入れていただけないか。美術の著作物の原作品の所有権は、それだけでは著作権の譲渡を受けたものとは認めてならないという意味のことを、たとえばここに第六十一条に譲渡の規定がございしますが、その譲渡の規定の中の第三項にでもそういうものをいれていただいて、そして所有者といえども著作権は別なんだということがしろうとにもわかるように御配慮いただけないかということが、今日の私のお願いしたい希望でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○谷川小委員長代理 次に、渡辺参考人をお願いいたします。

○渡辺参考人 私は、写真家を代表しまして、写真の著作権につきました部分だけちょっと申し上げたいと思います。

私も昭和三十七年に、文部省からのお話で最初の要望書を出しました。それは現行法の第二十三条と二十五条を削除していただきたい、それによって私どもの目的が達せられますからということで要望をいたしました次第でございます。その後、審議会のいろいろな御審議の結果、あるいは文部省で法案を作成されるその過程におきまして、私も要望しました第二十五条に關しましては、私も満足いたしましたような状態に取り扱っていただくことを非常に喜んでおる次第でございます。しかし、第二十三条に關係をいたします部分、今日の法案では五十五条にございしますが、この問題に關しましていろいろなお考えの違ひが各方面にあるようなので、これを主としていささか話をしたいと思ひます。

これは五十五条では、公表後五十年間保護するということになっておりますが、どうして発行、公表後という公表時計算になって、他のものは死亡時計算になっているのかということ、たいへんな疑問を持つわけでございますが、これに關しましては、もう数年来文部省あるいは国会の方々に何度も意見書を添えて要望いたしております

したが、この機会を与えられましたので、もう一度繰り返すようにございしますが申し上げたいと思ひます。

写真を発行後にする、あるいは今日の公表後にするといふ根拠として、いろいろあげられておりますが、その根拠になりますものは、写真の特性、それから条約の問題、それから現行法がすでに発行後という状態であるという三点に特にしぼられていふように考えますが、写真は、御承知のように、百二、三十年前に發明されたものでございまして、表現手段としてはまだに浅い歴史しかございせん。しかし、二次元平面の中に作者がねらう美的効果と記録性とを結合させて一つの創作活動をしうという、そういう表現手段のものでございします。したがって、単に記録だとか何だとかいふような簡単なことばですべてを処理しようとするのは、なかなか困難な内容を含んでおると私どもは信じている次第でございます。記録性のために、報道をするから、記録性を主として報道するから報道写真はこういう状態であるとか、あるいは展覧會場で鑑賞をするから、これは芸術的な価値があるからというふうにしうとかいふような考えを一方で持ちながら、あるいは文芸の問題でもありまして、いろいろな面からそういうふうにも考えればいかようにも考えられますが、それは著作権というものを利用する面から考えましたならば、どのような状態にあるうとも、価値のあるものでなければ利用されません。まず利用価値があるというところから著作権が発生するわけでございまして、著作権は自然発生ではありませんけれども、實際的に効力を発揮するのは、やはり使用面との間にあります。そうしますと、そこでは問題にならないような仕事の作品まで、私どもは考えておりません。写真はカメラを持ってシャッターを押せば写るといふことで、機械操作が主であつて偶然性が多いといふために、創作性が少ないといふような

ことをいわれるわけでありすけれども、はたしてそうであるかどうかというところは、皆さもおそらくここにおいでの方々も写真は写真になったことの経験はおありだろうと思ひますが、なるほどうまく写ることもあればうまく写らぬこともある。しかも自分の気に入つたものができることもあれば、できないこともある。これは絵をおかきの方もたくさんおいでだと思ひますが、これも同じことだと思ひます。したがって、そういう作品のよしあしということが著作権をきめるのではなくて、かかれた、あるいは写されたものがはたして利用の面において価値を持つ持たないかといふことを考えますと、どんなに自分であらうなばれておつても、だれも利用してくれなければ、著作権はあつてもないごときものだと思ひます。そういう点から考えまして、私どもは、その作品の創作性が強い弱い、多い少ないといううなことを簡単に論ずることもできませんし、またそれを論ずることは何かちよつと筋道が違ふううにも思ふのであります。

それから、写真には社会的な事実を写したものが多く、またそれによつてある効果を出しているものであるから、これはなるべく早く世の中に公表、公開すべきであつて、著作者がいつまでも持つておくべきものではないといふようなこともいわれます。これも考えてみますと、いまの問題とよく似たいろいろな問題のかかりがあると思ひます。

それから、発行時計算にしておく理由といふものは、展覧會とかあるいは出版物に發表すれば著作人名は出るけれども、一般の写真には著作人名のわからぬものが非常に多いといふことをいわれます。これは確かに、私も写真関係者が旧來名前を書かずに發表する、あるいは名前を書かずに人さまに差し上げるというようにことが多かった事實は全く認めるわけでありすが、しかし、それによつてはたしてその作品が利用される価値を持つたか持たないかといふことになりまして、先ほどの問題とまた堂々めぐりをするわけでありま

して、著作人名がなくて利用されるといううなことはめつたにないことではありますすが、しかしそれを大きく取り上げた事實はあります。しかしそういうものは、私ども写真界としてはもうみずから著作権を放棄した作品だと、こういうふうにはまず考えておりますし、今後ともそのように写真界全体に啓蒙をしまして、そのようなことのない、著作人名を表示しないといふような作品は人さまに渡さない、世の中に出さないといふようなことを申し合はせをしていく次第でございます。したがって、著作人名がないから、保護期間がいつから発生したかといふことを確かめにくい。したがって、写真は公表時計算として、名前をつけて發表されたときをもつて保護期間の起點とするといふようなことは、どうもちよつと時代錯誤のようにも考えるわけでありす。

それから、先ほどからもベルヌ条約の話がありましたが、条約において写真は現に區別をされておる。したがって、条約の面からいつても、日本で特別に一般と同じにしないでよろしいのだといふ話もございすが、これは私の想像でございすが、おそらく万国著作権条約ができましたときにも、写真の保護期間は十年より少なくてはいけないといふようなことを規定されたその背景には、当時日本は、ベルヌ条約でもそうでございすが、ベルヌ条約に加盟のころは日本はまだ大國でございまして、その後大國から落ちましたけれども、日本の著作権の中で写真の保護は十年であつたといふことが、十年よりも下つてはいけないといふことのまづ根拠を出す場合の何かになつたのではないかと、私は想像しているものであります。なるほど十年であつた事實は長いことあるものでありますけれども、それをさかのぼつて考えてみますと、明治三十二年に著作権法ができたときに、写真をもそこに加えられた。当時、まだ写真がいつまでもつか、変色するのではないか、あるいは消えてなくなるのではないかといわれるような時代において、写真表現の力といふものを創造の面でもいかに発展して使われていくのでは

ないかというふうに見抜いて、それを加えられたというのをひとつ考えてみたいと思います。そのおり、もし写真をも創造性のある表現手段であるというふうに見られなかったならば、おそらく著作権法の中には取り入れられなかったと思います。それにもかかわらず、色が変わるかもしれないとか、長もちをしないだろとか、当時は博物館でも写真の購入をちゅうちよしたというふうな事実があるというのを考えますと、何か不安ではあった、しかしこれは将来伸びるものではないか、確かに表現手段として写真というものはあるんだし、これを入れたいことはおかしいというふうな根拠が、どこかのすみにあつたのではないかと私は思います。ただ、当時の立法をされた方の本によりますと、そういう心境は表現されておりました、ただ写真版権条例のときに十年であつたということ、まあまあフランスあたりでもちゃんとこの間に入つていくくらいだから、まあ入れておいたらよからうしという、その入れておいたらよからうしというとは、何かやはり将来性を見越して、しかも十年でもとにか入れておこうというふうな考えであつた。そういうところで十年があつたし、また十年は十年一昔という時代の考え方からいっても、まあ適當ではなからうかというふうなことであつたので、當時そのように発行時計算でやられたことを今日また同じように発行時計算でなければならぬという根拠には使われる、現行法にあるからやはりそれをそのまま生かして、ただ期間を延ばせばそれでいいのではないか、これでも相当な恩恵はあるのではないかという考え方に對して、私もはたいへんな疑問を持つわけなのであります。五十年であるとか何年であるとかというよりも、まずどうして一般の著作物を保護しなければならぬかをもう少しよく考えていたで、その上でどうしても、これは条約にもあるんだし、現行法にもあるんだから、公表時計算でなければならぬというふうになれば、これはもうやむを得ませんが、まだまだ私はそれにはたいへんな疑問を持って

おります。したがって、この点をこの委員会において十分審議願いたいと思つておりますが、条約でもベルヌ条約で、戦後開催されたブラッセルの会議のときの議定書の中では、フランスからの提案で写真著作権を一般保護の施行の座に近づけるようにというのを特に加えられておるといふ点から考えましても、写真はどんな発展をしているし、当然各国ともにそのような保護に近づけるようにしてはどうかということが原則的に一致されているということも考えますと、何も条約によつてどうこうということではなく、しかも写真の著作権は各国内の国内法にゆだねておるといふことでございまして、この国会におきまして、今日の時代に即応した英断をもつて、これを一般と何らの差別をしない死亡時計算にされることを望むのであります。私も死亡時計算を望みますけれども、これは皆さんのお手元に何度も出ましたように、要望書の中では、写真著作物のうち、自然人による著作物については著作者の死亡時を起算点として保護期間を定めていただきたい、こう申し上げているのであります、写真ならば何でもということは申し上げておりません。やはり法人、団体著作というものは発行時計算が當然であると思ひますが、個人の著作については何らそこに区別を設ける根拠はないのではないかと、そういうふうなことを考へております。私もかかて出しました要望書の中ではもう二つありましたが、最初に出しました要望書のほかに、その後に変化を出したと申し上げましたが、その中に、二番目には著作者の人格権が十分尊重されるよう改善されたいということをお願いしておりましたが、これはもうすでにいままでの参考人の方々から、逐次た微細にわたつていろいろ御意見がございましたので、ここでは省略させていただきます。そういう次第で、写真に關係します部面だけを一応私どもの考へております点を申し上げて、御審議の参考にしていただきたいと思つ次第でございます。どうもありがとうございます。(拍手)

○谷川小委員長代理 次に、鈴木参考人をお願いいたします。

○鈴木参考人 雑誌協会の著作権委員をやっております鈴木でございます。

初めに結論から申し上げますと、今度の著作権の新法案をぜひ今度の国会で成立していただきたいものであると思つております。いつまでも宙ぶらりんであるのは、たいへんよろしくないと思つております。もう一つ、これはわれわれの年来の主張でございます、非常に成立をお願いしたいのですが、その中で特にしほりますと、二つのことを御審議をお願いしたい。

一つは、写真の著作権、いま渡辺さんがおっしゃつた写真の著作権の問題、第五十五条にございまして、これは結論から申しますと、公表後五十年になつておりますけれども、いろいろ後に述べたような理由から、過保護ではないか。これも結論だけを先に申し上げますと、われわれは、芸術的な写真につきましては死後二十五年、それから主として時事を報道する写真、いわゆるニュース写真のなものに關しましては公表後二十五年が妥当ではないかと考へております。これが一つ。それからもう一つは、新法案の第三十九条にあります新聞雑誌からのほとんどあらゆる記事といつていいと思ひますが、それを無断で他の新聞または雑誌に転載することができるといふかなり乱暴な規定がございまして、これを御修正いただきたい。これが結論の部分でございますが、その理由を申し上げます。

写真が、現行法では公表後三十年となつております。これに對して、新法案では一挙に五十年に延長した。御存じのように、一般著作物の保護期間は、つい数年前まで死後三十年だったのです。これに對して、写真は公表後十年という非常に短い期間であります。その後一般著作物の保護期間が四回にわたつて暫定延長がありまして、三十年から三十五年、それから三十五年、それから三十七年、またもう一年、ちびちびと延長がありまして、三十八年になつて現在に及んだ。新法案で

は、死後五十年説をとつております。その間写真のほうは、一般著作物の第一回、第二回の延長の際にも、十年のまま据え置かれました。第三回目に至つて初めて二年、さらに四回目一年延長があつて、現行法の十三年に落ちつきました。その間のいきさつが、そのまま写真が他の一般著作物とは若干違つた体質を持つたものであることを示しているのではないかとこの間にも考へます。新法案では、一般著作物が現行三十八年から五十年と約一・三倍の延長案であるのに対して、写真は一挙に約四倍の延長になつております。これはどうも過保護ではなからうかということ。現在わが国が加盟している二大國際著作權條約、ベルヌと万国著作權條約ですが、われわれはその中のベルヌのうちのローマ規定に入つておりますが、ここでも一般著作權に對して写真のそれを區別することとが公認されております。これはベルヌ條約のローマ規定をごらんになればわかります。わが國がおそらくはまた加盟しようとしてゐるのだからと思つたのですが、ブラッセル規定というものがあつたので、これについては、一般著作權は死後五十年を強制されておりますが、写真の保護期間はその國が自由に決定するといふことを認めておる。一番新しいストックホルム規定、これは調印ばかりしまして批准がさつぱりされていない、あまり各国の支持がありませんのでまだ宙ぶらりんになつてゐるわけですが、一般著作權の場合は死後五十年であるが、写真は製作後二十五年を下回つてはならないといふふうな規定がしてあります。それからまたユネスコの万国著作權條約、こゝでも一般二十五年以上に對し、写真は十年以上といふふうな保護期間の設定に、いずれも明確な差異をつけてゐるわけでありまして、これが正しいかどうかは別として、少なくとも保護期間にそういうふうな差異をつけることを認めてゐるといふ一つの事実があります。これはやはり写真著作權が、写真自体が持つてゐる一つの特質のために區別されてゐるのではないかと、そういうふうにか考へるわけです。

じゃないかと思ひます。われわれは従来の著作権法の立法の精神に立脚して、写真の過保護を妥協なものに修正していただきたい。と同時に、写真そのものの多様性を認識していただいて、明らかに芸術的なもの、当然保護すべきもの、保護はするけれどもストレートニュース、さっきの新聞記事その他に準ずるもの、全く保護を必要としないものというふうに区別して立法をしていただくよう、御審議いただくように主張したい、提案したいと思ひます。

われわれは、雑誌協会、書籍協会もそうです。写真家協会とは実は持ちつ持たれつの中にありまして、写真家の方とは一緒に仕事をしています。ですから、これはもちろん和気あいあいの関係を保っているつもりでありますが、こういうものに關しては、やはり言うことは言わなければならぬのではないかと、私どもの主張の根本にもなっております。われわれの現場の問題であります。写真に著作権の表示をつけていただきたい。現在でも、少し古い写真になりますと、だれがとったのかわからなくなることが非常に多い。保護期間が一挙に延長された場合、またこれが非常に混乱を呼ぶわけです。雑誌というものには極めて切りに追われていまして、編集製作時間が非常に短いものですから、その間に、何かこの写真がほしい、非常にいい写真ではないか、絶対に報道としても使いたい写真だが、だれが著作権者かわからぬというために、利用を断念する、これはお互いに、権利者のためにマイナスだろうと思ひます。発表したものは、ぜひ著作権の表示を必ず写真につけるといふ必要があるのではないかと思ひます。これは御参考までに申し上げますと、イタリア法の場合、写真の中にそういう表示がないものは、撮影者が複製者の悪意を立証しない限り、複製者といふのはおおむね出版社か新聞社であろうと思ひますが、この複製は不法とみなさない、かつ、報酬の支払いを要しないという規定をしております。これなどは、非常にいい参考になる条文じゃないかと思ひます。

ります。

それからもう一つつけ加えたいのは、これは先ほどの写真の特異性にあるわけですが、これも、最近、写真のメカニズムの発達、それからフィルムが非常に安くなった。そういうことで、同じ被写体、対象を何十枚も一ぺんにとつてしまふ。そのうち一枚か、多くも数枚だけを使うということが非常に多いのです。一連の同じような数十枚の写真が、かりに公表の時期によつて、それぞれ保護期間が違ってくる。しかも短いものでも延々五十年間であつては、写真を使う場合非常に混乱が起る。たとえばケネディの暗殺のときに、十六ミリの写真をとつた男がおりまして、これを「タイム」、「ライフ」でものすごい高いばく大な金で買った。それがまた外国へいろいろ売られた。日本の出版社でもずいぶん買ったところがありまして、あの場合、ああいうものと同じものが何十枚もある。その中からちよきんちよきんと三枚ずつ切つて、それを渡す。それでこれを買つたほうは独占したと思ひます。それで高い金を払つた。ところがほかの雑誌にも出た。たとえばジャクリーヌ夫人がそばにおりますけれども、御夫人の手の指がちよつと違つていただけだ。あとは全部同じだ。そういうことがあり得るわけです。こういうものはほかの芸術品にはありません。たまたま丹羽さんの「親鸞」という作品は、丹羽さんの「親鸞」ただ一つしかない。かりに丹羽さんが「親鸞」とそっくり同じような、写真でいへば絵柄のものをとおくりになつて発表されて、これは全然別個の著作権が成立するんだと主張されたら、おそろく丹羽さんはそんなことをされるはずはありませんけれども、文壇からも言論界からも袋だたきにされるにきまつております。そういうふうなものは、一つしかできないけれども、写真の場合は同時に同じようなものが幾つもつくれるというふうな特質もありまして、それに對して一つ一つわれわれは認めなければいけない。御存じのように、例のアイモ改造というカメラでとりますと、一ぺんに何十枚もとれます。同

時にそういういた報道的なものというのは、それは先ほど渡辺写真協会会長もおっしゃつていたように、職務著作ないしは法人著作が非常に多いわけです。新聞社のカメラマンがとつた、雑誌社のカメラマンが商売でとつたというものが非常に多いのです。そういうものは、少しでも早くこういうふうになつたほうがよろしいんではないかというふうにしてあります。

で私が実は雑誌協会を代表してまいりまして、新聞協会と話し合ひまして、こういうこともあるんだといつたらびつくりしまして、きょう実は新聞協会の方が見えに思つていたのでありますが、見えないのですが、この問題を一緒にやるということになりまして、これはいかぬということであつた。われわれのほうに新聞協会は同調してくれました。ですから、このかつての理由であつたということになつております。新聞協会がこの条文を支持したということ、現在においてはございませぬ。これはほんとうを言ひますと、私から申し上げるのじゃなくて、実は私新聞協会のほうも、若干新聞社にも私は関係があつて、二またと同じなんです。開いていただければわかると思ひます。あれはしかし協会のほうからたしか要請書みたいな形で出ているんじゃないかと思ひます。ですから、これに對しましては、新法案も他の新聞紙もしくは雑誌に転載使用を認めていますが、これを公正な慣行に合致する形式で、つまりほかの署名原稿の引用は困るとか、いろいろな著作権の制限があるわけですから、自由利用、フェアユースというものがあつたわけですから、それと同じような形で通用するような、社会通念においても通用するようなりつぱな転載のしかたであり、同時に署名原稿までやるのは、これは非常な著作権無視に通ずるわけでありまして、そういうものを織り込んだ条文にぜひ御修正をお願いしたいと思ひます。

たいへん

次に、時間がなくなりましたので急ぎますが、第三十九条にありますのは、先ほどちよつと申し上げましたが、無断転載ができるわけです。これは不当に拡大解釈される危険性が非常にありまして、実は現実に幾つもそういう例がすでに起こりました。それをそのつど食いとめをしておるので、ときにこの法案を振り回されますと非常に困る場合があるのです。これは現行法もそうなんです。現行法よりも、改正法案の三十九条はさらに拡大解釈される危険性を持つておる。現行法は政治上云々しかないのでありますが、今度は新聞雑誌に掲載された政治上、経済上、社会上の時事問題に關する論議となりまして、これはほとんどもののが含まれてしまふ。しかもこの条文でいいますと、全文ですらとり得る。署名原稿でもとれる。現実にそういうことを商売にしている不徳の者がおるわけでありまして、こういうものは、やはり少なくとも署名原稿までかつてにかつばらわれたんじやかなわぬじやないか。著作権保護もへちまもないじやないか。特にこれには転載を禁ずる旨の明記なきときは、というクローズがついておりますけれども、現行法で、現在の著作権思想において、そういう何かしるしをつけておかなければかつばらわれないしやうがないんだよというものは、時代錯誤もはなはだしいのではないかと、どうに思ふのです。ところが、事情を承りますと、最初新聞協会がこの条文を支持したという事情があつたわけなんです。ところが、新聞協会では、もちろん報道はなるべく幅広く報道したいという観点からばかり考えまして、拡大解釈されて起る不当に利用されるところを考えなかつた。それ

たいへんかつてなことを申し上げましたけれども、その二項に尽きますので、ひとつよろしく御審議の上、ぜひ今度の国会では、ずいぶん長くも宙ぶらりんのままでおりますから、著作権法を成立させていただきたい、かように考えます。どうもありがたうございました。(拍手)

たいへん

○谷川小委員長代理 以上をもちまして参考人の御意見の開陳を終わりました。

たいへん

○川村小委員長 参考人の皆さん方には、たいへん

たいへん

御多忙の中をおいでいただきまして、貴重な御意見をちょうだいし、ありがとうございます。他の委員の方々もおそろくお尋ねしておきたいというお考えがございまして、私、一言二言お尋ねをしてみたいと思います。

まず、美作参考人によつてお尋ねしますけれども、あなたからこの翻訳権十年留保の問題についていろいろ御意見をいただきました。これは前々からも問題になっておったのでありますが、大体お考えはよくわかるわけでありまして、あなたのことばの中で、私の聞き方が少し悪かったかもしれないが、国内と国外の場合を考えたときに、相互主義のたてまえになっておらぬ、相互主義でない、こういうことをお話しになりましたが、その辺のところをもう一ぺんひとつ御意見をいただきたいと思ひます。

○美作参考人 きょう資料を持っておりませんので、確実なことは資料に即しては申し上げられませんが、御承知のように、著作権法は国際的には相互主義の原則でやっております。それで、十年留保につきましても、相互主義が行なわれて、そうして日本で十年留保ということであれば外国でも十年留保である、外国が日本の本を外国語訳する場合でも、やはり十年留保を適用できるというふうに、私もは不覚にも考えておったわけでございます。ところが、先年のストックホルムの修正会議ではつきりその点が確認されているわけでございます。それは、この十年留保については相互主義は適用しない、日本で外国のものを翻訳するときには十年でいいけれども、外国の出版社が日本のものを外国語訳するときは普通の著作権の保護期間によつてやるということが、確認されているわけでございます。その点を申し上げたわけでございます。もし相互主義が行なわれず、これは先ほど申し上げましたように、日本の著作家のものがどんどん外国語訳がされる機会がふえてまいりますと、それだけ日本の著作家の保護が薄いということになりますけれども、さつき申し上げたような理由から、そのおそれ

ないということをお尋ねしたのであります。

○川村小委員 著作権者の立場で考えますと、日本は外国語著作物を十年間の留保期間が過ぎたら、これは自由に翻訳をしていいということに、現行法であります。とすると、日本の著作家は外国に行つた場合には、外国の国によつて違ひましようけれども、そうはできない、あくまでも著作権を大事にするという立場で翻訳に対する許諾等が行なわれるということになります。そうなりますと、著作権者から見ると、外国のほうにそれだけ権利を保護されている、こういう見方にはなりません。ちよつとその辺もう一度……

○美作参考人 御質問の趣旨がよくわからないのですけれども、外国の著作権者のことでしょうか、日本の著作権者でしょうか。

○川村小委員 いま私は、日本の著作家の皆さんの立場でそのことをお尋ねしたのであります。

○美作参考人 日本の著作家につきましては、相互主義が適用されない限り、著作権法の保護がほかの著作権と同じように翻訳についても行なわれますので、著作権者は保護されるということになるのじやございせんでしょうか。

○川村小委員 ちよつと不明確でございますけれども、それじゃ済みませんが、この機会にちよつと次長にいまの点についてお尋ねをしておきます。あとまたお尋ねします。あなたの考え方をあわせてお聞かせいただきたいと思うのです。日本には、現行法で翻訳権十年留保ということがあります。それから今度の新法でそれがなくなつておるので、わが国はベルヌ条約のローマ規定に参加しておる。ところが、わが国がローマ規定に参加したときには、この問題については留保しているはずですね。留保して現行の翻訳権の十年留保をずっと守つてきたんですね。それが今度の新しい法律では、ワクをはずした、その辺のいきさつ。それからいま私が美作参考人にお尋ねいたしましたわが国の著作権者の著作権の保護という立場から見ると、一体それがどう評価されるのか、その辺をあわせてあなたのほうからちよつと

この際お聞かせいただきたい。

○安達政府委員 最初に相互主義の話が出ましたので、それを念のために御説明させていただきます。と、先年ストックホルムで開かれたベルヌ条約の改正会議におきまして、この翻訳権の問題が議題になりました。原案では、その留保の規定を削除するという提案がなされました。それに對しまして、日本といはしましては、それは従前からの既得権である、そしてそれが条約の改正によつて行なわれるべきではなくて、その翻訳権の留保の制度によらないというふうなことになることをするのは、むしろそれぞれの国の自主的判斷においてなすべきであるから、この規定はなお維持すべきであるという意見を言ひました。それで、これによつてこの規定が存続することになったのでございします。当時からすでにこの問題は、審議会の答申では放棄すべき時期に来ておるといふ話でございしました。しかしながら、これは国会において十分審議をされるべき問題であるから、にわかには条約の改正によつてその規定を削除して、それによつて留保ができなくなるのは、それぞれの加盟国の自由意思を阻害するものであるという観点から、その規定の存続を主張したのでございします。その結果存続されたわけでございますが、その際イタリアから提案がございまして、相互主義の規定を入れるべきであるという提案がございまして、その提案が入れられたのでございします。その際、従前から留保をしていた国に對し、新しい相互主義の規定が適用されるかどうかということにつきましても解釈をいたしまして、相互主義の原則は当該留保をすでに利用している同盟国に關しては適用することはできない、日本のように昔からこういう規定を適用している国については、相互主義は適用できないのだという原則が確認されたということが、先ほど美作参考人からおつた具体的な内容でございます。

具体的に申しますと、日本の、たとえば丹羽先生のものでフランスで翻訳されるという場合において、もしも丹羽先生の著書がフランスで発行

されて、フランスにおいて十年たった後、フランスは丹羽先生の小説をフランス語に自由に翻訳できるかどうか。逆に、向こうは十年留保の規定をとつておるから、日本人の著作物についても十年留保の規定を適用できるか、相互主義を適用できるか、そういうことに對して、この會議の結果をいたしまして、そういうことはできない。したがつて、フランスについては、丹羽先生のものについても、丹羽先生の死後三十八年あるいは死後五十年まで翻訳権を認めなければならぬ、こういう原則が出たということをおつしやっておると思ひわけでございます。他の同盟国が日本の翻訳権について相互主義を適用しないということは、それだけ日本の著作物について差別待遇をしないということであるわけでございます。ただ、その点については、逆に考えますと、外国人が保護してくれるから自分のほうは自分の都合だけで切つてもいいのだというのは、著作家の尊重を基盤とするところの今度の法案の立場からすれば、やや逆行ではないだろうかという感じがするわけでございます。

そこで、この翻訳権の問題についての従来の経過を申し上げますと、審議会におきましてこれについてはいろいろ御議論がございました。一面におきましては翻訳権の留保は継続すべきである、あるいはいまや日本としてはそのような制度を存続すべきではない、こういう両論の意見がありました。結論をいたしましては、いまや世界の大勢からしてこの翻訳権留保を放棄すべき段階に来ておる。しかしながら、これは多年わが国において採用された制度であるから、この経過措置については十分万全を期するように、こういう意味の答申があつたわけでございます。そのことは、理由をいたしましては、このベルヌ同盟国五十九カ国のうちで、この留保を利用している国は五カ国でございまして、わが国の國際的地位からして、いまやこれを放棄すべき段階にきておる。あるいは万国著作権条約にのみ加入している国、たとえばアメリカとの關係におきましては、この規

定は適用がないわけでごさいます。万国著作権条約につきましては、原則として著作権の保護期間内翻訳権を保護しなければならないということになるかと思うのでございます。

それからまた、現在発行されておりますところの翻訳物のうちで、先ほども少し数字が出ておりましたけれども、翻訳出版物のうちで、保護期間の切れているものが全翻訳出版物の中で三三%でございます。それから保護期間内ない国、たとえばソビエトなどの国が七・五%、保護期間内のもは五九%ございます。そのうちで、このベルヌ条約国のもので、十年留保によるものが全体の翻訳出版物の中で二一%、それから印刷税を払っているものが一七%、それから万国著作権条約国のもので許諾を得て印刷税を払っているものが二一%というふうなところになるわけでごさいます。この十年留保の規定によってやっておるわけでごさいます。しかしながら、考え方は先ほども申し上げましたように、著作権ないし著作権者を尊重するという精神があくまでも大事である。先ほど新興国の話が出ましたけれども、いまや日本が新興国ではないというところは明らかな事実でございまして、この段階においては、やはりこういうものを放棄して、著作権の世界において先進国の仲間入りをすべきである。しかしながら、先ほども申し上げましたように、この制度がわが国において多年の間行なわれてきましたので、なお十年間はこれを継続しようということ、この経過措置といたしておる次第でございます。

○美作参考人 いまに補充したいのですが……。ただいま安達次長からお話がありましたように、今度の法案の附則八条には、施行のときまでに著作権の発生したものに、旧法第七条、現行法第七条を適用するという規定が設けられております。これはいまお話ございましたように、経過規定にすぎません。つまり今度のこの法案が法律になりまして、一九七一年の一月一日から施行されるといたしまして、その前日までに著作権の

あるものについてはこの十年留保を適用するといったしますと、それは十年間でよろしいのですけれども、一九七一年一月一日以後にベルヌ同盟国で出版されたものについては、もう今度十年留保はものをいなくなるわけでごさいます。つまり十年間というものは単なる経過規定にすぎないわけでありまして、先ほど私が強調いたしましたこの翻訳権十年留保の重要性という点から考えますと、単なるあと十年経過処理としてやるというようなことではどうにもならないわけでごさいます。そして根本的、原則的に日本の著作権法の問題としてお考えをいただきたいということが一つでございます。

それからもう一つ、いま安達次長から、アメリカは万国著作権条約だけに入っているから、この十年留保はものをいわないのだということをおっしゃいました。そのとおりでございます。ただ、万国著作権条約には、十年留保にかわるものとして、本が出てから七年たったら云々という一つの強制許諾の制度が設けられておりますけれども、これはほとんど実行されません。もう一つアメリカについて考えていただきたいことは、アメリカで出版された本のかんりの部分、もうほとんど重要なもの全部といってよろしいのですけれども、それはベルヌ同盟国であるイギリスとかカナダとかで、同じ英語版として同時に出版される例がございます。これを同時刊行と申しておるとは、御承知と思ひます。この同時刊行のものにつきましては、万国著作権条約の規定から自動的にベルヌ条約が発動しまして、そしてアメリカで出版されました、それは十年留保がものをいいうということがあるわけでごさいます。これは、マクミランなどはロンドンとニューヨークと両方にプランチを持っております。それからそういう両方に店のない出版社でも、お互い同士、英米の間では同時公刊について非常にたくさん契約の例がございます。大部分のアメリカ版の代表的な書物は、ベルヌ同盟国であるイギリスとかカナダで出ている。出るとたんにそれは十年留保がものを

いうという状態であることも、ひとつ御留意いただきたい。そういう点からひとつよろしく御考慮をいただきたいと思ひます。

○川村小委員 出版協会の立場から、美作さんからいろいろ御意見をいただいたことはよくわかりました。

そこで、皆さんの御意見をいうと時間がかりますから、申しわけありませんけれども、創作家の立場から、著作権者の立場から、丹羽先生、いまの翻訳権十年留保について、あなたのお考えをちょっと聞かせておいていただけませんか。

○丹羽参考人 文芸家協会は、十年留保はもういい、五十年だというふうな意見が固まっております。先ほど書籍出版協会美作君のお話を聞いておりますと、これはやはりあくまで利用者側の話でして、私たちの言うのは著作権者の話でございまして、どうしても食い違いがございます。書籍出版協会と文芸家協会とは密接な関係がございまして、けんかしちゃ困るのですけれども、こういう肝心なことから、はっきりさせたいと思ひます。

私のものが英国やフランスで翻案されております。これが向こうでは、向こうの保護年限五十年でちゃんと著作権を守ってもらっているのです。ところが、向こうのやつだけは十年間では、ちょっとこれは考えても矛盾していると思ひます。十年留保というものは、日本が後進国であったときに、世界の著作権の会合に行つて、そうしてやつと十年留保ということをかち得た。その当時は十年留保ということとは非常な意義があつたと思ひます。日本の文化のために、出版業界のために。しかし、それはもう今日では古い昔のことになつておりまして、著作権者としては、自分のものが外国で外国の五十年できちと保護されているのに、外国のものを翻訳して十年でいいとなると、これはお金の問題じゃなくて、著作権者の一種のプライド、というところまで、プライドの問題にもなると思ひます。向こうでそれほど尊重されるのであつたら、こっただって尊

重すべきじゃないか、これは損得の問題じゃないと思ひます。これは著作権者の正直な気持ちだと思ひます。日本もこういう国になつておるのですから、五十年というのは当然じゃないかと思ひます。審議会の空気もほとんどそうでした、ただ十年留保というのは歴史的なものになつてしまつただけで、その点では過去においては業績があつて十分尊重するけれども、今日は通用しない。これはもう私がものを書きます立場から、著作権者として、相互的に、自分のものが五十年保護されるのであつたら、向こうのものも五十年保護すべきではないか。先ほど安達次長からの話でも、そういうようなのは二一%ぐらいのものであります。書籍出版協会はそんなに十年留保にこだわ

る必要はないと思ひますが、おそらく書籍出版協会の中でも、これは五十年しようがないんじゃないかというふうな空気がなつていっているんじゃないか、私はそういうふうな考えでおります。一応利用者としてはこれを主張しなくちゃならなかったのじゃないか、私はそう考えております。

○川村小委員 次に、鈴木参考人にちょっとお伺いしたいと思ひますが、あなたの御意見を賜つておりましたと、写真家協会の渡辺さんの御要望、お考えとはずいぶん隔たつておるのではありませんか、あなたのお話の中で、この写真というものを、つまり大事に、いわゆる保護すべきものと、そうじゃなくて、何か雑報というか、雑物みたいな——これは失礼ですけれども、そういうものもあるのだから、区別をして取り扱つたらどうかという御意見があつたのですが、その辺を区別する基準というものは、一体可能なんですか。どこからどこまでが五十年保護する、いやほかのやつはそうしないというふうな写真創作、創作という御意見でいうと、どうも創作にならぬ部分もだいたいあるようですけれども、写真のそういう区別が一体可能なのかどうか、どこに基準を引くのか、その基準というものを求められるものなのかどうか、ちょっとお考えがありましたら聞かせていただきたいと思ひます。

○山中(吾)小委員 次に、写真のことについてお聞きしておきたいと思うのですが、鈴木先生のほうからでしたか、写真というものの芸術性そのものが一般の著作物と比べてやはり血が薄いということをお話しされたのですが、そうすると、その保護の方法その他のが変わってくるので、非常に大事なことだと思うのです。そうでなくして、いままでの保護の程度を急に高く保護するという過渡期の一つの問題もあるし、それから、写真の中にある程度区別をすべきものがあつて、そこで、最初から死後五十年にすべきであるけれども、過渡的には一定の暫定的な規定になつてゐるということ、が正しいという考えか、最初から、芸術性が違ふから別な薄い保護ですべきかということ、は、非常に大事だと思ふのです。そういうことが鈴木さんのお話のほうから耳にしっかり入らなかつた。これについて写真の關係の渡辺さん、あなたのほうから、写真の芸術性そのものについて、もう少し

し明確にひとつお話をしておいていただきたいと思うのです。そうして、いわゆる著作物として、人間の精神的産物として、同一の保護というものを思想としては確認できるかできないか。そのあとに具体的に、法律ですから、現実即ち立法技術上どうするか。あるいは国際関係もありますので、われわれはそういう立場でいろいろ検討するので、いま写真のことについて、私がお聞きしておるときに一番問題になったのは、写真という著作物が文芸作品その他と質的に違うのだということをもし前提にお話があったとすれば、非常に審議の過程が違ってくる。その辺、鈴木さんと渡辺さんの御意見を聞いておきたい。

○鈴木参考人 お答えします。いまの問題もかなりものさしのつけ方がむずかしいわけですが、たとえば写真の中にも、一般芸術と少しも遜色ないものも、当然あると思います。ですから、われわれが、少なくとも現状のあれでは、この間までの公表後十三年なかではまことにお気の毒にすぎるといって、死後といったのも、そこに理由があるわけですね。著作物が生きてる間に著作権がいつの間にかなくなってしまうのは、とんでもないことでありまして、これはまことに残酷むざんな話で、そういうものはやはりいけません。われわれは、著作権を使用する立場におりますけれども、いつてみれば同業者みたいなものでありまして、仲間ですから、そういうものも当然認めるべきものは認めたいし、また認めなくちゃいけないものもあるんじゃないか。

ただし、写真というものは、特質が若干ありまして、先ほども申しましたが、多様性、メカニズムにたよる、依存度がかなりあるとか、そういったものがあります。同時にたくさんのもので作成できるというものがありますので、そういうものまで十ば一からげに、写真といえども何でも同じ芸術であるというふうには、根本的に考えておりません。ですから、根本的に芸術と同一視し、全くほかの一般芸術と同格に扱ってよろしいものもあるんじゃないかということは私も考えておりますが、それが全部であるとは決して思わない、その点が一番の問題だろうと、私は思います。

いまの問題で、先ほど申し上げたボーダーラインが非常に不明確であるということは、実は写真に限らず、ほかの著作物にも常にあることでございまして、これは結局裁判になった場合に、裁判官の最後の判断によってきめられるというふうな形になっております。それは、ほかのもので、一般著作物の中にも、ボーダーラインのあいまいなものは、あげると言われれば時間がありますれば幾らでも言いますけれども、たくさんあることは、この専門家がここにおりますから、お聞きになればおわかりになると思います。そういうことですから、これはやはり何かのものさしを一つつくって、あるいはイタリヤ法というものを一つありますので、そういうものも参考にし、あれがベストとは思いませんが、立法技術の専門家並びに優秀なる国会議員の方々の御頭脳で、うまいものさしを見つけていただくことをわれわれは非常に期待しておるわけでありまして、われわれの言わんとするところは、とにかく芸術もあるし、そうでないものもあるし、多少芸術性があっても若干制限し、共有し、国民に対して還元すべきものは、早く返してあげたほうがいいんじゃないか。

新聞のあれと同じじゃないか。新聞記者が記事を書くときに、全然無神経に書いてるわけじゃないか。あります。あれはやっぱり思想もあり、感情もあり、創作的な態度もあるわけですね。そういうものでも、公有すべきものは喜んで公有に迎じているというのが現状であります。社説なんかはそうですね。社説なんかは、みんなオープンになっておりますけれども、あんなに思想もあり、創意性もあるものはないと思います。そういうものでももちろん出しているわけですから、そういうものとのバランスから考えても、ということをおわれわれは言いたいわけでありまして。

○渡辺参考人 先ほど私はちよつとことばが足りないことが多々ありましたので聞き苦しかったことと思っておりますが、ただいま芸術性の問題について御質問がありました。芸術性の高さ、低さは、文学においても、美術においても、なかなかきめがたいことだと思っております。かりに美術の世界で、これは名画だ、傑作だと言われるものは、どういふふうにしてきめられますか。これは時間でございまして、どここの美術館におきまして、たびたび秘蔵品を展示をいたしますけれども、その際に多くの人がそれを観る、あるいは専門家が見て、評論家が見て、これはいいというふうな判断が毎回ふるとなりまして、だんだん残っていくのが名画であり、傑作であろうと思っております。こういうことではないと、実際には容易にその瞬間で判断をするということではできません。たとえばコンクールのような場合がありまして、そこで多少技術的な面とか、あるいはその着想とか、その主題のあらわし方の表現技術の面とか、いろいろな点から、これはよからう、これはやめておこうというふうなことはあります。しかし、これは絶対的な意味の評価ではございせん。その場で何らかの点数を選ぶためにやむを得ずやられる一つの方法でありまして、必ずしもそれが絶対でないことは、落選の作品が他の展覧会に出品されることもございます。そういう例もございまして、何ごとにつけても、まず芸術的な作品の場合は、時間がそれをふるいにかけていくというふうには私も考えます。

それからもう一つは、先ほど、目的によってある一つのふるいができるのではないかというお話がございましたが、かりに新聞の用紙のためにとつきとて発表をします。しかし、それは時間がたてばたつほどまた光を増すというふうな作品もあって、ついにニューズ写真であつたけれども、いつの間にかやがて芸術的效果のほうが高くなり、人の感動を受ける、称賛を浴びるというふうな事例は、数々ございます。したがって、芸術性の問題について甲乙をつけることは、この審議会のどのような方々においてもどうも困難な

ことではないか。ましてや法律でもってそれをきめるといふことは、きわめて困難なことではないかと思ひます。したがって、私どもは著作権という問題については、自然と利用価値によってふるいがかけられるのだから、一応同じように著作権を与えても、自然とそこに効果があらわれるというふうには私どもは考えているわけでございます。

○山中(吾小)委員 写真は非常に悩みの多いわれわれの審議のテーマなんです。いまのいろいろの御意見を参考に、大いに悩みながら審議をさせていただきたいと思ひます。

最後に一つだけ、これは和田さんですか、非常に頭に残った問題ですが、著作権、人格権の帰属と財産権という所有権の帰属は、常識的には一つの著作物が移譲されれば、人格権ですか、それもすぐ移譲したと錯覚を起こす者が多い。それで所有権が移譲しても、その人格権は移譲をしないんだというだけども、一般の人はそれを誤解をして、何か芸術作品を買えばこの著作権も買ってしまったんだというふうになんが考えておるの、芸術作品の所有の移譲はそういう移譲を含まないといふことをどこかに規定をしてほしいという御意見に聞かされたのです。私らがもつと勉強すればいいのですけれども、この法案のままでしたならば、いまあなたがおっしゃったように、著作物の所有権が移譲されたときには、あなたのおっしゃる著作権というのですか、それも移譲することになっているのですか。どういふことなんでしょうか。

○和田参考人 お答え申し上げます。先ほどの私のお話はちよつと行き届かなかつたと思ひますが、御承知のように、美術著作物は、所有権が移りまして、所有者の財産になるわけでございます。ところで、人格権も移動するかどうかというふうな御質問がいまございましたけれども、著作権と広くいわれるものの中で、著作人格権とそれから著作権というものと、はっきり区別することを今の法律では明確にしておられます。それで人格権はどのような場合でも、かりにほかの著作権が移動した場合でも、人格権は最初の著作者の一

身に専属して、譲渡することも相続することもできないということが明らかにされておりますので、私が申し上げましたのは、著作人格権は当然移動しないものとして、それ以外の著作権、つまり複製権であるとか、展示権であるとか、放送権であるとか、そういったものを含めて著作権とされているわけでございますが、その著作権は所有権とは別の権利でございますから、美術作品がある人の所蔵になったとしても、著作権、つまりこれを複製したり放送に使ったりというようなことは、著作人以外の所有者が持つてにすることは書いではいけません。現行法では詳しいことは書いてございませぬけれども、複製する権利を著作人が専有するということが書いてあるだけでございませぬので、それはその趣旨を適用して、事ごとくわれわれは当たっているわけです。もちろん今度の法律にも著作権は著作人が専有するということが書いてございませぬが、その点は変わりはないと思うのでございませぬが、ただ所有権という民法上の一つの権利、これは著作権とは全然別なもので、言うまでもない、法律家には問題ないことだというお考えから、おそらく新法の中にそういうことをお入れにならなかつたかと思つております。著作権というものをよく承知している者ならば、当然所有権が移つても著作権はそのままでは移つていないんだ、もし移るとすればやはり著作権譲渡の契約が必要だということを理解できますけれども、一般のしるうとは、そういうふうにもう理解しない。しかも出版などを手がけている人たちが、やはりそれを理解しないで、作品を買ひ取つたんだから、これを複製することは自分のほうの自由だという理屈をつけて、そして作家のほうの抗議に対して反論してくるというのが、現在の実情なんでありませぬ。それでたまたま今度の法律に、現行法にもございませぬが、著作権は、その全部又は一部を譲渡することができるといふ法文がございまして、当然著作権は一つの財産権として著作人から他の者に譲渡する。そうすると、譲渡を受けた者が著作権者になる、これは当然のこと

であります。それをしない場合は、かりに美術の原作品を譲渡して、他人がそれを所有するようになって、そのままで著作権は原作者に残つていて、今度の法案もその趣旨でできていると思ひます。今度の法案もその趣旨でできていると考へるのであります。ただ、しるうとにわかるようなそういう条文をどこかに一つお入れくださることをお考へ願へれば、これがたいへん誤解を避けて、将来の問題の解決の上に一番確かなものさしになるというふうに考へます。と申しますのは、私どもがしつこくあげております美術著作権のトラブルについて、そのほとんど九〇%くらいまでは、やはり所有権と著作権との混同から起つてゐる場合が多いのであります。たとえば、いま戦争当時の戦時記録画の複製を無断でつくつて不正出版したある画集をつくつた本屋がありまして、これは全く著作人の承諾を得ないで、過去に発行された絵はがきとか図録とかいふものからかつてに複製をして、そして九十人ばかりの作家の作品を無断で色刷りもしくは白黒の大きな図版にして発行したために、その中の大ぜいの作家の代理として、美術家連盟が訴訟に持ち込んで、いま訴訟審理中でございませぬけれども、その先方の言ひ分は、あの当時の作品は全部国家に献納されたものである。陸海軍に献納されたものである。そうすれば、画家の著作権も当然一緒に陸海軍に帰属したはずである。そして陸海軍は敗戦で滅亡してしまつたので、もはやその著作権はなくなつてしまつてゐるのだ。だれが使つてもかつてではないか、こういう反論をしてゐるわけなんです。裁判所はそのような暴論を取り上げられるとは思ひませぬけれども、いまそういう対立を生じてゐる。そういうことも、所有権が移つても、著作権譲渡契約がなければ著作権は依然として著作人にあるのだということが、どこにも明文がないために、かつてなそういうこじつけをするというふうになつてゐる考へては困つておるわけでございます。大体そういうことでございませぬ。

○山中(吾)小委員 わかりました。そうすると、この法案でも、あなたのおっしゃるとおり、所有権の移転は著作権の移転にはならないのだという注意規定をどこかに書いてほしい、実質は同じでも、それがいい、こういう紛争が起るのだ、こういうことですね。

○和田参考人 そういふことです。

○山中(吾)小委員 終わります。

○谷川小委員長代理 小林信一君。

○小林(信)小委員 私が伺ひしようと思つたことを前の質問者が大体消化していただいておりますので、二、三残された問題をお聞きしてまいりたいと思つたのですが、これは審議の技術的な問題ですが、皆さんがひとしくこの法案が宙に浮いてゐるから今回はぜひ片づけろというふうな御意見でございませぬ。しかし、その宙に浮いたといふのは、そんなことはほんとうは言へないことなんです。どちらかといつて、利害相反する立場の、きょう御出席なさつておる皆さんの事情が食い違つておつたために、このような状態になつてゐたのではないかと申すのです。もちろんそういうことに拘泥せずに政府は政府の所信を明確にして、そして私どもの審議というものを受けるべきだつたのでしようが、しかし皆さんこれまで異口同音にだいい文化庁の次長その他をほめておいて、その次長は、法案をつくるということよりも、皆さんの利害関係をいかに調整するかでかなり苦労したと聞いております。したがつて、この法案というものは、著作権という本来のものを全うしておるといふことよりも、いかに安達次長が皆さんの御意見を調整することに苦労したかといふことを表明しておる法案だともいわれておるわけなんでありませぬ。宙に浮いたのはほんとうは皆さんであるといふことも、十分御認識を願ひたいと思ひます。そういう調整役を買つて、うまくそれをやつたから安達次長がほめられておるとすれば、私どもとすれば実際は心外なんです。もっと著作権本来のものを——世紀の法案といわれておるのですが、法案が通れば、これはもう簡単に動かすことはできない。相当長期

にわたつて皆さんの利害関係というものをこれは決定づける問題だと思ふのです。したがつて、いままでは皆さんが長期間この問題で御心痛なされたといふことも、これは皆さんだけの問題でなく、将来の問題についての御苦勞であつたといふことで敬意を表しますが、しかし、よく問題の焦点といふものをこの際明確に御認識願ひたいと思ふのです。

そこで、今回はどうでも通せ、こういうふうな御意見でございませぬが、しかしまたその中にさまざまな意見をお持ちになつておいて、なりました、皆さんのお持ちになつておるこの点が、こうしてもらいたいといふものができなければ、しかたがない、今回はこの法案を通すことに全力をあげてほしいといふのか。本来これは聞くべき筋じやないかもしれませんが、一応そういうことを言われたから、私はこの際聞いておきたいと思ふのです。最初の丹羽先生は、多少苦情はあるけれどもこれでいいといふようなお話の傾向なんです。しかし、文芸家協会の皆さんからいままでも私どもが聞いておつた点では、第一条の目的はけしからぬといふような強い御批判があつたように聞いておるのですが、いつかそれはなくなつたのか。法案を通すために、この際は残念ながらそのところはがまんするといふのか、お伺ひしたいと思ふのです。

○丹羽参考人 今度の法案は、大体——というよりも、八割方賛成です。それで、私たち文芸家にとつて、今度の法案は正直に言つて完全無欠なものではございませぬ。先ほど私は四つか五つ、こをちよつと直してほしいといふことは申しましたけれども、しかし、私たちの多年の念願が一応達せられるから、ぜひ今回通していただきたい。と同時に、私が先ほど申しましたように、ビデオテープとかカセットというふうな、こういう複雑な著作権を扱う時代になつてきておりますから、こういうものが一つちゃんといふと、この新しい時代に対して対応策がちゃんと立てられない。そういう意味でも、ぜひともという気持ちなんです。

この第一条は、先ほどもどなたがおっしゃいましたが、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」、これはとってほしいというあれなんですから、この「公正」ということが非常にあいまいだということです。文字のことは、ほかの社会と違ひまして、専門家がみな集まってお

りますから、それぞれこだわりの強い意見が出まして、中で一番鋭い意見を出したのは石川達三ですけども、私はどちらかといえば妥協的で、それほどきびしいあれはしないわけなんです。それで、いずれまた石川達三を呼んでお聞きになるだろうと思いますが、あれが来ましたら、全面が否定的な意見をひよっとしたら申すかもわかりません。しかし、石川達三にしても、今回はこれはいいんだからぜ

ひとつも通してほしいという希望を持っているのです。ただ、文芸家協会にとつて、今度の法案が全部気に入ったというわけではないのです。いいことはいいい、この点は感謝したいけれども、この点はちよつと理解できない、そういうことを正直に申し上げたいと思います。四力条、五力条申し上げますけれども、だからといってこれを否定するということではないのです。ただ欲を申し上げただけです。

○小松(信)小委員 丹羽先生が冒頭におっしゃられたように、これはどっちかという文化庁顔なしになつてしまふのですが、改正に火をつけたのは文芸家協会である。しかも、その内容等も、文部省を駆使したような御一助があつたように思ふのです。私どももそういうふうに乗つております。したがつて、文芸家協会だけの丹羽先生たちの利害関係という問題だけでなく、この法案全体に対して、たとえば映画の問題とかいうような点についても、文芸家協会としてはきびしい御意見を出されておつたことも聞いておりまして、その点敬意を表しているわけなんです。その当時の御意向からすれば、この法案には、そういう点で、文芸家協会の人たちの利害関係という問題でなくて、

著作權という体制の中からきびしい御意見があったように承ったのですが、だんだん丹羽先生のようなやわらかいところがあつたために、いま通すことを最大の目標としておいでになるといふふうな御意見を承つて、多少心外なものがあるわけなんですが、しかし御意思を尊重してまいりたいと思ひます。

その次に、最も強力な御意見を持っておいでになるのは鈴木さんですが、写真家協会の意向というよりも、この法案に盛りられております公表後五十年ですが、これを芸術性のあるものに限って死後二十五年、その他は公表後何年というような御意見があるのですが、これは、もしそのために法案が通らぬということがあつても、その点を固執されるような強いものであるかどうか、まづお聞きしたいと思います。

○鈴木参考人 法案が通らなければどうのこうのと、むしろ旗をおつ立てて取り囲むというふうな意思是毛頭ございせんので、これは国会議員の良識にまつしかないわけでありますから、もちろんおまかせします。と同時に、われわれは先ほど利害相対立といわれましたけれども、利害じゃなくて、これは使用者と権利者というのは、ぼくは車の両輪のごときのものであつて、そこに著作権の価値も発生すると思つております。したがつて、われわ

れ立場立場におきましてその権利をいろいろ主張してまいりまして、そのために、いわゆる宙ぶらりんということばがお気にさわったかもしれないが、その原因をつくったのは、確かにわれわれの側にもあったかもしれませんが、そういうことを重ねておりますと、いつまでたっても實際一種のいわば同業者的立場にある写真家協会と角突き合っているというくないということを考えまして、従来差し上げましたわれわれのほうの主張、たとえば昨年度に書籍協会と合同で出しましたものには、写真は二十年ということをうたっております。公表後二十年ということを前にうたっておりますが、それをあえて死後二十五年——これはもう公表後と死後ではえらい違いでありますし、

むしろ場合によつては新法案の公表後五十年よりもさらに延びる場合すらあると思いますが、そこまでやったのも、とにかく両方でお互いに言い合いことを言っていたのではないつまでたつても實際審議のルールに乗らないじゃないかということとで、少しでも歩み寄りたい。こちらが認めるべきものは、当然幾らでも認めようじゃないか、少しでも歩み寄つて審議が円滑にいくようにということ

とで、本日私が申し上げた死後二十五年というものが出てきたわけなであります。ですから、この結果通らなければ云々、どうしても固執するといふようなことは、もちろん現状のいろいろな社会のルールからいいたしても、絶対にあり得ませんので、それは国会議員の良識ある御審議にまづつてもおります。もちろん、きまつた以上は、それに對してどうのこのうの言う必要はありません。

と同時に、安達さんをややほめたと言われますけれども、安達さんが出版界で好評さくさくたる人物であるかどうかといいますと、決してそうではないのでありまして、それはいろいろ都合もありまして私はほめたのですけれども、たとえば翻訳権の問題に関しましては、翻訳権撤廃を主張した張本人のごとく安達さんは見られまして、当時はまるでかたきのように思われたこともあるわけがあります。ですけれども、とにかくこの法案のた

めに一生懸命御努力されている。もう一つはやはり佐野課長と並んで日本有数の著作権法の権威者であることは、われわれは認めるにやぶさかではありませんので、おほめしたわけでございます。おほめした理由まで一々言うのはおかしいと思えますけれども、そういうわけでございまして、とにかく相なるべくは、やはりわれわれとしての一つのよりどころのルールでありますから、今度国会のほうも持ち時間があまりないようでございしますが、とにかく皆さんにおまかせしたのであります。これで、その上で御審議いただければ十分なのでございますから、結果はもうわれわれ甘受するわけでありますから、全部御一任申し上げます。要するに、げたを預けますから、その上でよろし

くお願いいたします

○小林(信)小委員 もちろん、良識というよりは、私どもの責任とか判断とかいうものでこれは決をつけなければならぬわけですが、いまのような内容が多分にあつて今日まで延びてきた。それだけりっぱなものをつくつて皆さんのためにもなりたい、こういう考えでわれわれは努力をしています。

そこで、お伺いをしたいのですが、先ほど写真の問題に触れて、まず過保護だという、こういう書きびしいことばを使われて、その多様性という問題からこれを論断されたわけですが、それは確かに芸術性の高いものもあるし、あるいは記録的なものもあるし、あるいは雑報的なものもある。多々あると思うのですね。それはおっしゃるのとおりだと思います。しかし、あなたが

しゃやっておる中に、芸術性の高い、死後五十年保護しても差しかえないものもある、こういう点をお認めになっておるように私は思います。とすれば、私はみんなと同じように五十年でいいんじゃないか。ということは、これを使用するあなた方は——大体あなた方ですが、価値がなければ、あなた方も決して使わないと思うのですよ。あなた方がこれを掲載して出版すればもうかる、そういう算段がついた場合にしか利用されないわ

けなんでこれは記録的なものであって芸術性はないのだといえ、それは使わないわけでしょう。単に記録というものであるなら、ほかからも利用できるというふうな場合があると思うのです。しかし、記録的なものであってもこれしかないのだ。これを入れなければ、その体制からいって、あるいはその出版物の価値からいって意味がないのだという場合には、やはりこれは認めて差しつかえないと思うのですよ。だから、全体をどうだこうだ言わずに、その中にあなた方がそれだけの価値があるものだという判断をするなら、みんなと同じように五十年を写真に認めても私は差しつかえないと思う。価値がなければ、あなた方は使わないのですから。それが著作権の本質的な

問題じゃないかと思うのですよ。妙に、向こうの文化庁のほうでもって、あとのほうへ「文化的財産の公正な利用に留意しつつ」あるいは「もつて文化の発展に寄与する」などというのをつけ加えるから、そういう理由が成り立つわけで、著作権の著作権を認めるのだ、こういう考えになつておれば、その写真の何千枚の中に芸術性の高い、死後五十年の著作権を認めてもいいものが一枚でもあるならば、それを私は認めていいのじゃないかと思うのです。何もかも、雑報にしろ記録的なものにしろ認めるといつたって、利用してくれないなら価値がないのですから、そういう中で、丹羽さんたちのおつくりになるいわゆる文学も、あるいは絵画も、彫刻も、すべて私はそういう性質の中から著作権というものは出さなければならぬものだと思うのです。私はこんな考え方で、過保護とか、写真の特性にのっとつてもっと年限を低くしろとか、あるいはかつて三十五年であつたら、その比率からいって二十五年でよろしいじゃないかというふうなことを言わなくたっていいと思うのですがね。したがって、そこが著作権の本質的な問題になると思うのですが、鈴木さんの先ほどの御意見を私は敬服して聞いておつたわけですが、もう一ぺんその点のお考えをお述べ願いたいと思います。

○鈴木参考人 もうかるから使えんぞということばには、いささか抵抗を感じます。出版というものは、これももし大上段に言いますれば、必ずしも現金をもうけるためにばかりやつてゐるものばかりではないように思います。しかしながら、おおむねそうでしょう。ですから、そこにまた利害の対立や何か、あなた方がおっしゃるようなことが出てきたわけですから、その価値をもつて判断するというには、私はちよつと何か次元が違つてくるような感じを受けますのは、ほかのものの場合、いわゆる著作権の制限というものがございまして、小林先生御存じかと思ひますけれども、フェアユースというやつですね、そういうものの場合でも、価値のあるものでもフ

リーになつておるものがないふんと思つたということなんです。価値があるからないからとかということもいっているのではなくて、価値があるものであつてもフェアユース、要するに社会性、公共性のあるものは早く開放してゐるではないですかというの、われわれの発言の趣旨でありまして、その価値云々という発想とは、ちよつと発想が違つておるやうにわれわれ思います。

それからボーダーラインの問題でありまして、その場合でも、たとえわが国の現行法では応用美術——これは和田さんのほうの領分になりますけれども、応用美術、いわゆるデザイン的なものの場合ですね、非常に低く見られてゐる。これなんかも非常にあいまいなわけですね、デザインに關しましては、それと同じようなものがやうばりあるわけがございしますので、そういうふうなものさしを何とかつくり上げれば、そういうものは救ひ得るのではないかと。それから、特に社会性、公共性の強いものは、早くこういうふうにするべきである。価値云々からいいますと、たとえば新聞の社説がオープンである。あれは公に知らしめるのが目的であるから、なるべく早く開放しろ、あるいは自由に使用しろ、これが立法の精神だろふと思ひます。著作権法の精神というのは、それらのほうにあるのではないかと私考えております。これはいろいろ個人的な考えが入つたり、解釈のしようによつてそれぞれの立場は違ふかもしれないが、単に価値があるからだけじゃない。と同時に、また、芸術性の強いものは死後五十年でもいじやないかというのを、どうせされるなら私も、私は、正直言いますと、どうせされるならばそれでもいいじゃないかという気も、多分に持つております。私としては、これは個人の意見を出すのではなくて、雑誌協会の代表だものでございまして、それぞれの意見を統一したものとしまして発表するわけですが、差別するということとは、理由——差別ということば自体がばくは非常にきらいですが、一般が死後五十年であるのに、死後二十五年というふうな、値切りました理由は、先

ほど何度も申し上げました、写真そのものが多様性を持つておる。若干一般芸術と違ふものがある。同時に、たくさんものの複製——複製じゃないのです、複製ですと、もう著作権の使用になりませんから。そうじゃなくて、一ぺんに何枚もあれができる。たとえば、先ほどケネディの暗殺のときの写真の例をあげましたけれども、そういうことが他の芸術については全然ないわけですから、それからそういうもののためにも、ぜひ——これは文字の文学、あるいは絵の芸術とか、そういうものとは若干違ふところがあるといふことは、確かではないかと思ふのです。それが従来、この法律が、初めてできた日から七十年になつて思ひますが、一般の著作物と写真との間に何か違つた扱いをすつと受けてきた根本的な理由といふものは、確かにそれだけの理由があつたんじゃないかと思ふのです。そういうところから発したものであります。ですから、なるべくならばわれわれの主張を通していただきたいのですけれども、もし国会議員の方が御審議の途中で、これはやつぱり死後五十年にすべきであるという御結論が出たならば、これはそうなんです。もちろんあれはあつたままのことですけれども、差しつかえないのでございまして、われわれそれに固執なんかもちろんするわけではございません。それよりも、なるべく早く、とにかくこの際は——途中いろいろなことがございまして、小林さんとしてみれば一言言いたいこともございまして、たゞしやうけれども、われわれとしても、やつぱりこの場合は少なくとも成立のほうにできるだけ協力をすべきではないかという考えを持って、若干これまでの考え方をも修正してここに臨んできたわけがございまして、その点はぜひ御了解いただきたいと思ひます。

○小林(信)小委員 私、問題をしばつて率直に解明したいというふうなことから、もうけさすればいいのでしようというふうな、最近全国的にそういう思潮が、政治姿勢がそうであるために、強いんですね。これがやはり本質的なものだと思

うのです。それは確かに私は言い過ぎたかもしれないけれども、しかし、それを強く否定をするようになつてきますと、出版界あるいは著作権者である著述家、こういうふうな人々も、芸術という問題としてこの著作権という問題では、何かそこに矛盾が出てくるわけですよ。やはりこの著作権という問題は、あくまでも著作権者の権利を保護する、そういう財産権を守る、そういう趣旨に立つてゐる私は思ふのです。したがつて、どこかに、全面的じゃないけれども、それが公表の機会が与えられたり、あるいはそれが文化に影響をすつとすつとふうなことになる、あるいは著作権者の芸術性が高まつていくという、そういう基本的なものがあつたと思ふのです。だから、もうけるというのを基本にしてこの法案を考へてゐるわけなんです。

そこで、いまの私の意見に對しまして、一番当事者である写真家協会のほうから、御意見を承りたりと思ふのです。渡辺さんのお話の中にもこの芸術性云々の問題があつたのですが、そういう点から、なお写真家協会のほうからは、この法案よりもっと長期な、死後五十年という、ほかの著作権と同じような保護を受けたという御希望が強くあるやうに聞いておりますので、いまのやうな問題から、ひとつ御意見を承りたいと思ふのです。先ほど鈴木さんのほうから挑戦的になつて、渡辺さんのほうを受け身になつてゐるのですが、この際渡辺さんのほうからもっと強い意見を出してらつて、そして私たちに判断の材料をつくつていただきたいと思ふのです。

○渡辺参考人 文化庁には著作権課がありまして、同時に芸術課というのもございます。芸術課では毎年芸術選奨、文部大臣賞をお出しになっておりますが、美術部門の中に写真も入つております。これは創設以来入つておまして、今年も、ついでこの間発表になりましたように、写真部門の業績が買われて、大臣賞をいただくことになつておる写真家があります。そのことから考えましても、

今日美術の中で写真、書、彫刻、油彩、日本画、そういうものが区別なしに全部芸術として扱われて、その高下はないものと私は信じておるのではありませんが、どういふわけか、法律的になりますと、著作権法になりますと差別があるという事は、どうも私にはよくわからないのであります。これは文化庁のほうに私のほうから質問申し上げなければならぬのかもしれませんが、それは別問題として、そういう事例がありますという事を申し上げて、御理解をお願いしたいと思います。

それから、写真をただで使おうという気持ちから保護年限を短くしたほうがいいというふうなお考えではないかと思ひますけれども、ただで使うという事は、どんな場合でも、これは悪質な行為だと思ひます。かりに写真がただで使えたとしても、印刷すれば印刷所がもうかります。またそれを売る本屋さんももうかります。ところが、それを提供した写真、あるいは無提供で拾ってきた写真、あるいは盗撮した写真、その写真には何も私権がないという状態になるわけがあります。將來もしこの著作権法が私どもの理想のように生まれた場合には、写真に対してはどういう方法をするかという事は、もうすでに私も考えております。しかるべき機関をつくってそういう行くえを監視するとか、あるいはそういう場合に何か文化庁で定められる音楽やその他のものと同一ような料率によってそれを寄託していただく、それを写真文化の向上あるいは日本全体の何らかの文化の向上のために使うとか、いろいろなことを考えているわけでございますけれども、当面は著作権の保護期間の問題だけに止まって運動をしている次第でございます。

もし私どもがなるほど、なるほどと思われるようにこの写真とは何かのものと差が明確にあるという事を御指摘願へば、それならば、なるほどでございます。今日の事態ではまだまだそこまでするまい、こういうふうな考えで差しつかえないと思ひますが、どうもいままでいろいろあ

げられました例では、まだまだ納得をいたしません。先ほど私がこつこつと足りないために、条約の問題でも、今度のストックホルムで二十五年というふうになつておつたことは申し上げませんでしたが、そのように条約で各国の国内法にゆだねられておりながらも、なおかつだんだん引き上げていくという傾向がありますし、もちろん世界の三大写真国といわれまふフランス、アメリカあたりでは、写真とほかのものと何らの差別を設けておりません、同等に扱われているという事は、何よりの証拠であり、またそれに伍している、あるいは日本のほうがもつと盛んではないかと思はれる写真界が、違つた待遇を受けていることによつて、実はアメリカあるいはヨーロッパから来る写真家から、日本の写真の保護というものが意外に低いのにみんなびくびくしているのではありません。それは皆さんはお会いになつたことがないからわからないかも知れませんが、私もが絶えずその問題で話をしますと、驚いています。何という低開発国かということになるのであります。文化の輸入国の場合は、なるほどなるべく安く、ただでも使いたいとか、安く入れたいとか、だんだん外国のものを吸収するためにそういう立法をされたかもしませんが、今日は、先ほど日本のほうに入ってくる量が非常に多くて支払いが過大だということをおっしゃいましたけれども、実はそういうものの中には、科学の面などでは交換があつたり、必ずしも金で買わないものがたくさんございまして、使用されているものの中には、ただ娯楽のものの中で利用されるようなものの中には、先ほどもちよつと話があらまされたが、裸体その他あまり文化庁などではお許しできないような作品に支払いをしていて、そういうような状態でありまして、なおそういつた日本の作品がいまどんだん外国で使われるようになっております。一ころは占領期間中はもちろんでございますが、その後も、その余波で日本に旅行に来れるというところから、たくさん外国人が日本に取材に来ておられますが、それも実はだんだん日本人の作品でなければならぬということ

で、日本人の作品をだんだん使うような状況になつていくわけでございます。そういうことから考えましても、私は、そこに差を設けたりするよりも、むしろ先進国と平等な待遇を受けられて差しつかえないのではないかと信じておるわけでございます。まあこれを国会の先生方が、まだ写真の世界においては開発途上の国と同じ状況が日本であるという判断をされて、現在出ておりますような法案をお通し願うとなると、私どもたいへんがっかりするわけでございます。先ほどいまの法案はどれくらいかというお話がありました。が、私どもは人格権の尊重ということも先ほど申し上げましたけれども、そういう問題も含めまして、現在のままでしたら三割くらいしか賛成いたしませんけれども、もし写真の部面が全面的に要望どおりに実現させていただければ、おそらく七割くらいはつぱな法案ではないか。これは人格権の問題を除いてでございますが……。それがもし私どももあるいは文芸家その他から要望のようになつたとすれば、一〇〇%つぱな法案ができるのではないかと期待をいたして、なるべく早く通していただきたい、こう思つております。

○小林信小委員 さつき鈴木さんからシャッターチャンスだ、こういうことばがあつたのです。確かに写真というものは、軽率に見ればそういう点があるかも知れぬ。しかし、またそのチャンスをつかむために苦労する、そういうものもある。私も知つておるし、また芸術性の高い、創作性のある、決して絵画や彫刻に劣らない、そういうものもあることを考えております。また渡辺さんがおつちやつた明治三十二年の最初の著作権法がつくられるときに写真というものが入つておつたという点から考えても、これは簡単にその差をつけるべきものではないという意見もあるわけなんです。が、なおこまかく御質問を申し上げようと思ひましたら、いま御注意がありまして、参事人です。すでに一時を回つておりまして、参事人です。以上でやめさせていただきますが、もう

一つお聞きしたいのは、美作さんからのお話で、これは議員の中からもそういう強い声が出ておりますし、皆さんからもそういう意見が出てきています。あなたが一番最後におつちやつた、幾ら読んでもわからぬ、まことにこれはもう適切なおことばでございます。私も同感であります。ただし残念なことに、それが表現的なもので、表現方法でわからぬとおつちやつておるのか、あるいはその内容がそのためにわからぬとおつちやつておるのか。そこが私は聞き捨てはけない問題だと思ひまして、内容的にどうも解釈できる、ああも解釈できる、わからない文章の法案だ、こうおつちやるならば、そういう点も聞かせたいと思ひます。もう一ぺん申し上げますと、表現方法がわからぬという単純なものか、内容がいろいろ解釈できるとか、わからぬとか、内容の問題に触れてわからぬ法律だ、こうおつちやるのか、その点を最後に聞ききたいとしまして終わりにいたします。

○美作参事人 表現が幾ら読んでもわからないという実感を申し上げましたら、それについての御質問ですけれども、これはもう単にこつこつと表現であるかどうかという事は、問題だと思ひます。表現というものは必ずその表現の背後に論理があります。その論理に盛られた内容があると思ひます。それが理解できないというところに問題がある。その条文を取り上げてこつこつと上げるのは、これは時間もおかしいけれども、結局今度の法案の全体の中に、何かそういう論理的なもの、体系的なものにどこかにまだ欠けているところがあるんじゃないか。それをひとつ先生方で御検討いただきたい。そしてつづつばなものに、すつきりしたものにしていただきたいとさつき申し上げたわけでありまして。

それで、これに関連してさつき小林委員から、どんなことがあつても今度ひとつ可決して法案を法律として通していただきたい、参事人がみんなそう思つておつちやいましたけれども、私は少しばかり違います。それもさつき申し上げま

で区別するということとは、不可能でござい
ます。したがって、絵画というものは全体として著
作物の中へ取り上げられておりますが、その中に
は、小学校の児童のかいた絵もある、これも絵画
であります。じゃ、その著作権を世間がどうい
ふふうに取り扱うか。これは世間の自然の慣行で
あって、著作権を尊重すべき美術作品と、そうで
ない、非常にたくさんつくられる絵画に属するも
のと、自然に著作権尊重の違いが慣行的に行なわ
れる。写真の場合もそういうことが当然あると思
います。で、死後五十年後になつてなお価値のあ
る作品というのは、やはり時代の時間のふるいに
かけられて残つたものであるう、そういうものが
著作権の保護を受けるのは当然ではないかとい
う渡辺さんの御意見、賛成でございませう。

それからもう一つは、発行後五十年という考
え方になります。たいへん使用者のほうでは不便だ
らうと思ひます。同じ一人の作家の作品が、この
作品は何年につくられた、何年につくられたとい
うことを一々確かめなければ、著作権があるかど
うかということがきめられない。これは非常に
混乱を起すのではないかとふうに思ひま
す。

それからもう一つ、翻訳権十年留保の問題か
と思ひますが、その点につきましては、私は丹羽さ
んがおっしゃる、つまりもう日本はここで留保を
やめていいんではないかという意見に賛成でござ
います。これは、やはり著作権者の権利を保護する
立場から、日本人の著作者の権利を保護する同
時に、外国人の著作者を保護するという相互関係
は、これはいまの条約では相互関係でなくなつて
いるということがむしろおかしいので、当然これ
は国際信義の上からも相互関係があるべきだと思
ひます。それから、十年留保ということとは、日
本が文化輸入国、非常に激しい輸入の必要に迫ら
れていたときのやむを得ない措置だったと思ひま
す。今後それを続けるというときは、やはり日本
が一つの文化開発途上国の仲間入りをするこ
とであるし、それから、したがって、その国では著作

権が尊重されないんだということを世界に宣言す
るようなものであつて、日本のためにとらないと
思ふのでございませう。それからなお、学術出版
などが非常にたくさん行なわれる、しかも戦後新
しい研究のようなものがどんどん出ているのに、日
本が自由に翻訳できないことはマイナスだとい
う御意見も伺いましたけれども、私はそのほうは全
く門外ですけれども、私の常識的な考えから申し
ますと、学術的の新しい研究などというものは、
十年待つてゐるわけにいかないだろうと思ふので
す。必要なものは、どんどん翻訳料を払つて、さ
そくにでも翻訳してなければならぬもののだろ
うと思ひます。十年間翻訳が出なかつたらフリー
になるというのは、日進月歩の新しい学問的著作
の吸収には意味がないといふふうに考へます。
で、つけ加えて申し上げておきたいと思ひます。
大体以上のようなことでよろしうございませうか。

○谷川小委員長代理 この際、鈴木参考人から発
言を求められております。鈴木参考人。

○鈴木参考人 先ほどいたわつていただきまし
て、確かに腹も減つたのですが、非常に短いす
から……本日は何か写真のことが一見対立する
は挑戦のようにとられたのは迷惑でありまして、挑
戦なんかした覚えはないので、話し合い——シヤ
そのけんかになつたわけじゃありませんからあれで
すが、それよりも、実はテーマとしてちつとも売
れないのですが、先ほど一番最初に申し上げま
した三十九条の無断転載横断の件、これはあるい
は先ほどちよつとペラペラと時間なしで急に大急
ぎでしゃべつたので、もう一を聞いて十をお知り
になつたのかもしれませんが、これは非常に危険
な条文でございまして、おそらく全条文の中でこ
れが一番どうか、精神といひますか、あやしいの
はこの条文じゃないかと思つております。私はいまP
R中なんです、これにつきましては、昨年の七月
十九日付で国会議員の全部の方々に雑誌協会か
ら要請書を差上げてありますので、もしかし

らファイルしていただいているんじゃないかと思
ひますので、それをごらん願えればわかると思
ひますが、要するに、野放しに転載される危険性
がある。署名原稿まで転載されるおそれがある。こ
の中には、小説はまあまあ入らぬでしょうが、と
にかく何でもかんでも、署名原稿でも、しかも全
文引用されるおそれがある。現行の法三十条のフ
リーフェアユースをオーバーした、ものすごい
何か悪い影響を持つものでありますので、これは
私のお願いでございませうが、まさに最後のお願
いでございます。これはぜひこの機会にチェックし
ていただきたいと思います。ぜひどうぞお忘れな
く、この分をお願いいたします。よろしくお願
いいたします。

○谷川小委員長代理 正木良明君。

○正木小委員 お星も差し上げないで申しわけ
ないのですが……私は、もうごく簡単に御質問を
二、三点申し上げませう。すでに私が御聞きし
たい点は先輩議員からいろいろ御質問がありまし
て、了解はいたしました。残された問題で申し上げ
たいのでありますが、まず和田参考人にお願
いしたいのです。

一つは、先ほどちよつと触れられましたが、
二十条に関連する同一性保持の問題でございま
すが、この第三号を削除しろ、これが希望である
という御意見でございませう。非常にごもつともな
御意見だと思ひますが、和田参考人が御関係なさ
る美術家の皆さん方でも、もし改変されるというよ
うな危険はどのような具体的なものがございま
すか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○和田参考人 最近起りました例を一つ申し上
げたいと思ひます。画家の中で、普通の油絵と
か、素描とか、そういうものを展覧会で発表し
て、それがおもしろいものになつてゐる、これは一般
の美術家でございますが、そのほかに絵本、子供
のための絵本とか、あるいは漫画、さし絵とい
つたようなものをかく画家があります。これはたい
へん大ぜいの方がそれぞれ熟した技術をもつて仕
事をしております。これは一般的な展覧会などに並

べる美術と違つて、直接出版につながるわけであ
ります。この出版につながる仕事をしている画家
の作品は、版の原図としてかかれるものでありま
す。で、最近起りましたある大きな出版社との
紛争でありますけれども、ある書、子供のた
の絵本の書きかたを前に発行しまして、大ぜい
の画家に子供の絵をかいてもらつて、それを絵本
にしたわけでありませう。御承知のように、子供の
絵本ですから、彩色があり、きれいなだれにもわ
かるようないろいろな物語その他をあらわした絵
がたくさんできているわけですね。ところが、その
同じ出版社が、その作家から受け取つたその原画
を保存しておきまして、今度は新しい企画をし
て、やはり三十何冊かの子供の童話集のシリーズ
を發行いたしました。このときには、前に使つた
絵をかいた画家には何のあいさつもなしに、そう
して發行してから印税を払うとかいふようなこと
を連絡したわけでありませう。それはいいのであり
ますけれども、つまり画家があつてそれを承諾を
してしかるべき謝礼を受け取るならよろしいので
ありますけれども、中には無断で再使用したとい
うことについて非常に不満を持つ画家があり、そ
れから驚いたことには、できた新版の画集、子供
の絵本を見ますと、ほとんどすべての絵が手を加
えてある。つまり前のままでおそろくまた旧版
の再版というふうに見られるためでしょう。編集
部のだれがやつたかわかりませんが、編集部
図であらゆる絵に手が加えてありまして、たと
えば、もとの絵には空があつて木がかいてあるとい
うようなところを、半分まっ白にしてしまつて、木
を削つてしまつて、そのところへ何かことばを
入れるとか、それから部屋の場面がかいてありま
すと、そのところは部屋の装飾にいろいろ子供のお
もちゃなどがあつた。ところが、そのほかにまた
新しいおもちゃをよけいにかき加えてある、こ
ういったようなことを平気でやりまして、合計何
枚かの絵でございませうけれども、それはほとんど
手が入つて、中にはほとんどかき直したように見
えるものもある。しかも、これは作者に全く無断で

やっておる。つまり出版の契約というようなものが、書類がちやんと交換されていれば問題は少ないのですけれども、そういう契約なしに習慣的なやり方をしておりましたために、あまりにひどいので、美術家代表が集まって、出版社の責任者を

味んで話し合ったことがあります。確かにそれは手を加えたということを認め、かつ著作権を侵害した、特に手を加えたということは人格権の侵害である。で、認めたのですが、それについてこちらから出した条件、つまり新聞に謝罪広告を出

せ、賠償金を払え、こういう要求に対しては、どうしても応じない。訴訟するならしろという態度に出たために、やむを得ず訴訟に踏み切って、いま係争中でございます。その一番大きい眼目は、やはり人格権の侵害。作者に無断で改変、切

除を加えた。で、それに対しての謝罪文と、それから賠償金を要求するという訴訟をしております。ところが、先方の言い分は、全く代理の弁護士の作文で反論を書いておりますが、これは作者にそんなことを言う資格がない。つまり原画はす

べて出版社が買い取ったものである。したがって、所有権とともに著作権もわれわれのものなんだ。それから人格権ということをいうけれども、人格権という——もともと子供の絵本の原画というものは、子供のために一番効果のある、子供の

が買うということが一番りっぱな絵の目的なんだから、それに必要な手を加えるというのは、これは出版社としては当然のことであって、むしろよくなったことを作者は喜ぶべきだと、こういうよ

うな暴論をして対抗しているわけでございます。裁判所はそれを取り上げられるとは思いませんけれども、そういう言いがかりをつけてくる。つまり作品は買ったのだ、したがって著作権も人格権まで含めて買ったほうの側の自由にな

たがって、その他やむを得ざる改変というような
 代理弁護士からそういう主張がされておる。こ
 ういうことは、まことに困ることでございます。し
 るのだという考えが、今日ですら大きな出版社
 のだという考えが、今日ですら大きな出版社

ことばがありますと、これを取り上げて、いやこれによっているのだということを言わせるおそれがある。今後ともそういう例がたびたび出てくるのではないかと考えるわけでございます。

○正木小委員　そこで安達さん、この第三号を立案されて、ここではどういうことを予想していますか。こういう場合というのは、どういうふうなものを予想し、何か考え方の中には限定された考え方があるのですか。

○安達政府委員　まず、この二項第三号に当たるような具体的な例で申しますと、たとえば絵を写真によつて複製した場合に、どうしても色彩が変わる場合がございます。あるいは劇場用映画のテレビ放送によりまして、画面の性質上四すみりが切

れる場合とか、あるいはコマーションを入れる。コマーションを入れるという点、興がそがれる。著作者の人格権を害されるのではないかというような主張があるかもしれない。しかしながら、そういう場合は、著作物の性質、あるいは利用目的、

態様に照らしてやむを得ない改変といわざるを得ないのじゃないか、こういうことから、そういうセービングクローズを入れたということでございまして、ただいま和田さんのあげられましたようなものは、もう明らかに人格権の侵害でこ

さいます。さういふところに該当するとは全然考えられないものでございます。

○正木小委員　そうすると、二十条の本文にある「その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」ということが生きてく

るという意味ですね。

○安達政府委員 著作者としては、その著作物が同じ状態であることを希望するわけでございまして、それを著作者の人格権として保護するわけでございすけれども、しかしながら、著作者が

ということも無いという事で、その意に反しない、つまり著作者の許諾を得るとかいうような場合においては、もちろんその同一性保持権の侵害にならない

い、こういうことになるわけでございます。

○正木小委員　またテレビにCMを入れるとか何とかいう問題まで入ってくるなら、これはそこまで著作者の同意を得る必要があるのかどうかという問題も残りますので、これはまたいずれ後ほ

もう一つ和田さんにお尋ねいたしたいのですが、所有権が移ったからといって著作権が移るわけではない、これは非常によくわかりました。当然のことであろうと思うのです。そのために、所
ど申し上げます。

有権が移つても著作権は譲渡されないものであるということを明文化しろという御希望が述べられたわけであります。ごもっともなことだと思つたのですが、そこで念のためにお伺いしておきたいのですが、「美術の著作物等の原作品の所有者による展

示」ということが、第四十五条に定められておるわけであります。したがって、こういう特別展示に関しては、その所有者が展示権を持つということがあらためて規定をされているということについて、したがって展示権が所有者にあるとい

うことを規定したことは、その他の権利は著作者にあるというふうに私は考えておったわけでありませんが、これでは御満足はいただけないのかどうかです。

○和田参考人　いまの問題で申し上げたいと思

ます。この展示権の問題は、今度の法案で美術家の著作権の一つの権利として認められたわけでございますが、しかし同時に、これは所有権が他に移った場合にどうするかという問題がありまして、これは審議会の第二小委員会で審議されてま

たときに、もともと所有権と著作権とは別の権利であるから、所有権が移ったとしても、それだけでは展示権も当然に移るとはいえない。したがって、そういう意味で著作権と所有権とはそれぞれ別の権利であるということの規定するとともに、

その善意の所有者に對して、自分の所有權による展示等をいかに便宜をはかるかということをおわせて考慮する必要があるというような小委員會の御意見をまとめてあらわしたことが、記録に載つ

ております。それで、私どもの要望としては、美術家の展示権を認められたことは、たいへんしあわせである。同時に、所有者が常に美術家の許諾を得なければ展覧会に出せないということも、実情からいってたいへん困ることである。だから、

これはやむを得ないと思うけれども、その場合、所有者が展示できるということは、展示権が所有者に移転したものであるということではなくて、美術家の著作権の制限の中で、所有者が所有権に基づいて展示を行なったとしても、それは美術家の

著作権の侵害にはならない。つまり自由利用の一つとして取り上げてほしいというふうに要望いたしました。その結果、やはり現在の法案では著作権の制限の規定の中的一条として所蔵家による展示ということが許されることを明記されたわけで

す。したがって私どもの解釈では、この場合は展示権は所有者にあるのではなくて、所有者による展示は美術家の著作権の侵害にはならないのだ、美術家の著作権はその点で制限を受けるのだというふうに解釈しているわけでございます。

先ほど私が申し上げました所有権と著作権とはそれぞれ別の権利であるということを、どこか差しかえのないところに入れているだけ、ということが望ましいというふうにお願ひしたわけですが、ほかに考えようはありませんので、私の考え

では、著作権の譲渡という条がございますから、その譲渡の中の二項あるいは三項に一つ項目を入れていただいて、たとえば美術の著作物等の原作品の所有者はその所有権とともに著作権も譲渡を受けたものと解してはならないというような意味

○正木小委員長　非常にごもつともで、そういうふ

うに明文化することはないと思います。思うのですが、いま御説明がございましたように、展示権すら移転しない。ただその著作権の一部を制限する、自由に利用できるという範囲にと

どまるのであるという解釈であるならばなおのこと、所有権とともに著作権が移るものではないという、立法的な技術の上で、そういうように私たちが解釈できると思うのです。わかりました。その点はお検討してみます。

なお、丹羽先生にちよつとお聞きしたいのですが、五つの問題の中で最後に、題名保護また作中の特異な人名を保護するように希望したというお話がございましたが、これはどういう形で保護するかどうか、条文を作成したりすることはわれわれの仕事でございますが、なお御都合がございましたら、ちよつと承っております。

○丹羽参考人 これを押えるのには不正競争防止ですか、それでやればいいと文化庁のほうから聞きました、それで押えられるのかと思つたのですけれども、こういう例があつたのです。尾崎士郎の「人生劇場」という、あれを棄てたか何かの広告に使おうとしたのです。それでさつそく協会であつてそんな案なんかに使つてもらつちや困ると申し入れましたら、向こうもすなおに承知して引つ込めました。つまりそういうときに不正競争防止、これをどういうふうにかわつたか、わかりません。そういうものではなくて、何かはつきりした条文に書かれればそれにこしたことはないのですけれども、文部省のほうは、そういう例があるからそれで押えられると説明してくれました。私たちはそうかと思つておりました。

○正木小委員 ただ、その題名に創作的な意味があるかどうか、これは非常に問題があるのではないかと私は思つておりました。先ほど石川達三先生のお話がちよつと出ましたが、あの方がおつくりになつた小説の題名は、きわめて流行語になりやすい傾向がございまして、たとえば「風になよ草」だとか、「四十八歳の抵抗」だとか「愚の愉しき」というのは、これはもう一世を風靡した流行語になつたわけでありまして、こういう流行語と著作権の關係の侵害という問題とはいささか異なるのでありまして、しかし、これはそういう流行語であるがゆえに、ほかの文章にも引用される例

がきわめて多くなるといふことです。「アツと驚く五郎」といふことばがずいぶんはやつておりますが、これに著作権があるかどうかよくわかりませんが、たとえばこの間おなくなりになられた文六先生の「てんやわんや」というのは、漫才師まで名前につけています。そういうことで、それはあの漫才師の場合なんか、頭に獅子という名前がついておられますから、これは完全に獅子先生の「てんやわんや」を引用したと思つたのですが、しかし、通常で「てんやわんや」というのは普通の慣用語でありまして、これに著作権という、そういうふうな考へてまいりますと、私のほうもちよつと迷路に入りまして、題名を保護したり、作中の特殊な人名を保護するという著作権側の御希望というものはよくわかるのですが、取り扱いと

いうものについてはきわめて困難なものが残されるのではないかと、こういうふうな思ふのです。その点をお御検討がされておりました、具体的にこういう場合にはこうといふことがございしたら、お聞かせいただきたい。

○丹羽参考人 石川君の場合のことばは普通のことばとして一般に使われますけれども、こゝでいう題名といふのは、特殊な題名でして、ちよつとほかにだれかがその題名を使ひますと、ああこれはあの作家のだといふので連想が飛ぶといふような、そういう特殊な場合に限つていふのです。たとえば尾崎士郎の「人生劇場」とか……です。それから、そういう意味では、こゝからこゝという線をひくのは、非常にむづかしいと思ふのです。慣用によつてこれはだれだれのものだといふことが一般の常識になつていふと思ふのですが、その常識の線ではより判断するよりしうがない。それを

はつきり区別するあれはございせん。

○正木小委員 こゝで丹羽先生に最終的な文藝協会の結論を出せといふのは、御無理でしょう。もしこれができなければ、不賛成といふことではないでしょうね。――またいろいろお尋ねしたいことがありますが、これは別の機会に文部省当局にお尋ねしたいと思ひます。私はこれで終わります。

○谷川小委員長代理 河野洋平君。

○河野洋平小委員 たいへん時間をおくれておりますので、私はごく簡単に一間だけ鈴木さんにお伺いをいたします。

鈴木さんは、先ほどから盛んに三十九条と五十五、二カ所に注意を喚起しておられるのでございます。

まず最初に、五十五条のほうで写真の問題、先ほど来小林先生はじめ皆さんからもうすでにお話

がございましたけれども、芸術的なものとニュース性の強いものという区別については、非常にむづかしい。これは鈴木さんもお認めになつておられるようでございます。ただ写すときの動機であるとか、非常にあいまいなことばのようでございますが、元來著作権のこの法案の第二条の一号には「著作物」といふものは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、科学、技術の分野に属するもの」といふ文句があるわけでございます。この文句と、先ほど鈴木さんがおつしやつた芸術的なもの、ニュース性の強いもの、この区別をされましたその芸術的なものという鈴木さんの発想と、どういふふうにつながらるか。つまり極端なことを言つて、芸術的なものという鈴木さんの発想が、思想または感情を創作的に表現したものだといふことになれば、ニュース性のあるものといふのは、そうでないもの、つまりそれは著作物ではないといふことに、極論をすればなつてしまふのではないかと、あるいはまた芸術性が多いか少ないかという議論は、あまりしてはいけなないのではないかと、芸術性が強いかなにかんたといふことは、法案によつてきめるものではなくて、それは世間一般がきめることとござい

ます。この著作権法できめるものは、そういうものすべてを一律に保護する。その芸術性のバリエーションが高いものと認めるか低いものと認めるかといふことは、これはまた別の次元で考えるべきものだらうと思ふのです。ということになると、芸術性の強いもの、ニュース性の強いものといふ分け方には、どうも私ちよつとひつかかるころがあるのございまして、この点をもう一度御説

明をお願いしたい。

○鈴木参考人 おつしやるとおり、ボーダーラインの引き方が非常にむづかしい問題ですが、私が言つていますのは、要するに法のバランスといふことにかなり重点がありまして、一方において、やはり思想、感情の表白であり、創意があり云々のものが、自由使用になつていふものが多々ある。手つとり早い例が、いまの三十九条の中にも入りますし、それから現行法の二十条にも入ります。が、そういう自由利用できるものがたくさんあるのに、写真の場合には、同じ報道を主としながら全然文章その他とは違つた保護を受けるものがある。そういう法のアンバランスを言つておるのではありませんか。ただそれをどうやって分けるかといふことは実際非常にむづかしいのです。が、先ほど私が言ひましたのは、やはり制作の主たる動機ですから、私が考えるのは主として事実を報道する目的において撮影した写真ないしは制作した写真といふようなことばを使つたらどうかといふふうな思つていふのですが、たとえば文章の場合ですと、「わたしでも書きます」といふような文章の、生活をモチーフ、動機にするといふのは、明らかにコマース、CM用のものであるでしようし、丹羽先生が「親鸞」をお書きになる動機とはえらい違いがあるだらう。そういう点でかなり区別がきめるのではないかと感じなんです。要するに言ひたいことは、どんな写真でも全部なんでもかんでも十パーセントにオール死後二十五年ないし死後五十年といふようなことではなくて、そういう他の部門で公共性、社会性のために早くオープンにしているものになつて、右へならえてしまふべきじゃないかといふことなんです。ですから、いまの立法技術上どういふ判断をするかといふことは、私が言つたことは決して特別に名案とも思つておりませんし、ここには著作権界の知能がそろつておられるわけですから、たぶんうまいことを考へてくれるんじゃないか。国会議員の方々もきつとうまい方法を考へて

くださるのではないか。ずいぶんこれはずいぶん考
えですけれども、おんぶしたらどうかなというふ
うに考えております。要するにわれわれ言わんと
するところは、問題はこういった新聞、雑誌に掲
載されたニュースが自由に利用できる、その立法
の精神はどこにあるか。その同じ立法の精神をそ
のような同類にも当てはめてしかるべきではない
かということでございますので、その点を踏まえ
ていただいて、いろいろ名案をひとつ国会議員の
方にも御期待するわけです。すういすうか、少し。
○河野(洋)小委員 まあ言わんとするところは太
体わかるわけでありまして、立法技術上も、
非常にむずかしい。そのみならず、むしろ動機
その他にそういうものを見分けるものを見つけれ
ば、それは先ほど、鈴木さんのことば
であったと思ひますけれども、著作権を主張した
いというものは、むしろ写した人が届け出る、た
とえば署名をするということに、むしろそうい
うものを求めてもいいのかもわからないという気
が、私は若干しておるのでございます。それは三
十九条にも若干関係があるわけですが、ここ
では明らかに「これらの利用を禁止する旨の表
示がある場合は、この限りでない」といってそ
れを除いておいて、それ以外のものは利用して
いいよと書いてあるわけですね。ここでは、鈴木
さんはそんなことを、一部だけを除いてほかはい
いよといつてはまずいんだ、こう主張されて、五
十五条のほうでは、全部いいことにして、著作
権を留保したいところだけ何かしるしをつける、
さつきはこう主張されていたので、どうも私は聞
いておいて若干てまえがってではないかなという
感じがしたのでございます。したがって、これか
らむしろ鈴木さんの御意見を私どもがそんたくす
る必要があるのかもしれない。つまり著作物とい
うものを定義づけるところの議論をもう少しする
必要があるのかもしれない感じが、実は私
はしておるのですが、そう考えてよろしゅうござ
いましょうか。

○鈴木参考人 第二条をもう少し検討され、ある
いは十分に御審議いただくというところは、非常に
高度な御意見であって、ありがたいことだと思
います。まさにそのとおりじゃないかと思いま
す。この辺のところ、たとえば社会性、公共性
なんというところの問題とか、フェアユースの問題
とか、いろいろ入ってくれば、非常に明確になっ
てくるのですが、この著作権法の解釈そのもの
は、たとえば学者の本を読みまして、著作権の
定義というふうなものがなかなかむずかしいで、
人さまさまな解釈をしておられる。やはり法案の
生みの親の水野先生のほうが、根本的な点では、
われわれにとつては一番ありがたい、わかりやす
い本になっております。とにかくむずかしいので
すけれども、ここでこの第二条著作権とは何ぞや
ということをはっきりされれば、非常に高度な、
しかもこれは世界的な収穫になるんじゃないかと
思います。ぜひやっていたきたいと思ひます。
ただ問題は、先ほど三十九条の、特に転載を禁
止する旨の明記云々の問題につきましては、著作物
というのは、元来こんなことをしなくてもか
転載はできないのが本質だろうと思ひます。で
すから、こういうところでもやはりいまの第二
条のほうに全部かかわってくる問題ですが、そう
いうこと自体が少しナンセンスではないかとい
うことと同時に、ここに列席しておられる某々専
門家に伺いますと、場合によっては、たとえば奥
付なら奥付、目次なら目次一カ所では不十分であ
る。これは外国の雑誌を見ますと、マルCが全部
真やなんかにつづいておられますが、ああい
うような表示のしかたをしないと、本来あふ
んじやないか。どこか一カ所まとめて転載を禁
ず、昔流で言いますと「禁転載」とよくついてお
りましたけれども、あんなもの一カ所じゃどうも
効力が怪しいということも伺っております。そう
しますと、あちこちにやたらにべたべた禁転載と
いうのをつけたら、これはまたばざまでしやうが
ない。雑誌にしろ新聞にしろ、そんなことをして
いたらみつともなくてしやうがない。どこか一カ

所で済ませられればいいのですけれども、ただ実
害が非常に生じたので、雑誌協会としまして
は、会員に全部意見を出しまして、十分であるか
ないかはともかくとしまして、対抗できるやうに
奥付のところに、ここに出してあるものはかつて
に転載するなというのを一応うたてておけとい
うものは流しましたけれども、これでもほんとう
はおかしいわけでありまして。自分でやったこと
をおかしいというのはいかんなんですが……。とい
うのは、雑誌にしろ新聞にしろ、その中に自由利用
してもいいものが多分に含まれているわけであ
る。堂々とフェアユースしていいものが、それまで一
緒くたに転載を禁ずるような形になってしま
う。これは奇妙なことになる。そこでもかなり問題が
あると思ひます。それから先ほど言った写真の
ノートイス、われわれの言うクレジットですね。ク
レジットよりノートイスのほうが正しいらしいで
すが、ノートイスをつけるということは、イタリ
ア法なんかになりましたように、それをつけない
のは初めからオープンなんだというのですけれど
も、撮影者はやはり自分のとつたものかという
表示をしないということ自体がおかしい。まあし
ないのは著作権放棄と見なすことになると思ひ
ますが、そういうものもあつてしかるべきで
すが、それよりもむしろ、やはり写真も著作物な
んですから、当然初めから写真家の義務であり、
権利を主張する意味において、ノートイス、ク
レジットをつけておくという必要があるんじゃない
か、また、それによつてずいぶん混乱が救われ
るんじゃないか、そういうふうな思われるわけ
です。大体そういうことです。

○河野(洋)小委員 鈴木さんのお話の中から、写
真も著作物なんだというお話が出たので、私
非常に安心しました。どうも著作物ではないとお
考えになつてゐるんじゃないかと若干思つていた
ものですから、いや、写真は著作物なんだ、これは
非常に大事なことだと思ひます。この写真の
場合、著作物だ、まさに著作物だということであ
れば、その著作物の中の芸術的なもの、あるいは
ニュース性の強いものなどという分け方は、やは
りもつと検討する必要があると私は考えます。
きょうは非常に貴重な御意見を伺いましたの
で、私どもは私どもなりに検討する、というふう
に考えております。委員長、ありがとうございます。
○谷川小委員長代理 これにて参考人各位に対す
る質疑は終了いたしました。
参考人各位には、長時間にわたり御出席をいた
だき、貴重な御意見をお述べいただきまして、あ
りがとうございました。小委員会といたしまして
は、各位の御意見は今後の法案審議に十分参考
にいたし、審査を行なつてまいりたいと存じます。
ここに厚く御礼を申し上げます。(拍手)
次回は、来たる四月一日水曜日、午前十時より
開会することとし、本日は、これにて散会いたし
ます。
午後一時五十六分散会